



# マレーシアにおけるエネルギー関連事業の法規制調査 最終報告書

Deloitte Consulting Southeast Asia

February 2026

# 目次

---

1 実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
<b>1 マレーシアの政策動向</b>	<b>2</b>
2 マレーシアにおける日系企業の動向	15

---

2 実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
1 組織体制	27
2 用地・建物・設備	30
3 税制優遇・補助金	37
4 許認可	47

---

# エネルギー・脱炭素政策

## マレーシアのエネルギー・脱炭素政策はNational Energy Transition Roadmap (NETR)を軸に推進されており、2050年ネットゼロの実現に向けて重点6領域が示されている

### 主要な政策文書・目標

政策文書

#### National Energy Transition Roadmap (NETR)

(Ministry of Economy, 2023年発行)

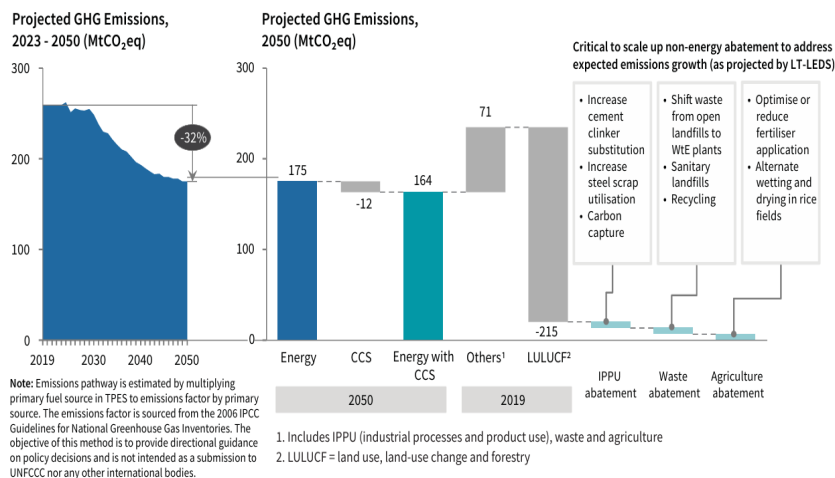
2050年に向けたエネルギー転換の包括的な目標・実行計画

2050年  
目標

- ネットゼロの実現
- エネルギーセクターで32% GHG排出量削減 (2019年比)

2050年までの一次エネルギー供給予測 (Mtoe)

政策目標



### 目標達成に向けた重点領域

重点領域	概要
Energy Efficiency (省エネ)	家庭・商業・産業・輸送などの需要側でエネルギー使用量そのものを減らし、結果としてコストと排出を同時に下げる
Renewable Energy (再エネ)	電力供給を化石燃料中心から低排出の再生可能エネルギー（例：太陽光・水力等）へ置き換え、電力システムの脱炭素を進める
Hydrogen (水素)	低炭素エネルギーキャリアとしての水素を「つくる・標準化する・運ぶ/貯蔵する・使う」ことで、産業・輸送・電力などの脱炭素選択肢を拡張する
Bioenergy (バイオエネルギー)	バイオマス・バイオガス・バイオ燃料などを通じて農業残渣や廃棄物（UCO/MSW等）をエネルギー源として活用し、電力・熱・輸送燃料の脱炭素を進める
Green Mobility (グリーンモビリティ)	輸送部門における内燃機関由来の排出を減らすために、公共交通への転換、燃費改善、電動化、低炭素燃料（SAF等）導入を進める
CCUS (CO <sub>2</sub> 回収/利用/貯留)	削減が難しい産業排出を対象に、CO <sub>2</sub> を回収・輸送し、貯留（または利用）する仕組みを整備してネットゼロ実現を補完する

※上記6領域について、以降にて主な政策方針と主要施策を整理

出所: National Energy Transition Roadmap (<https://www.investmalaysia.gov.my/media/w1la4c2k/national-energy-transition-roadmap.pdf>)

# 特定建物やエネルギーを使用する機器について省エネ認証の取得が義務付けられている

## 主要な政策文書・目標

政策文書

### National Energy Transition Roadmap (NETR)

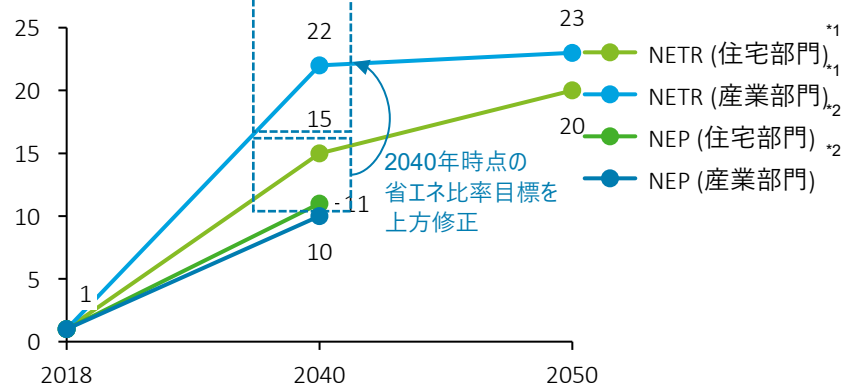
(Ministry of Economy, 2023年発行)  
2050年に向けたエネルギー転換の包括的な目標・実行計画

### National Energy Policy (NEP)

(Prime Minister's Department, 2022年発行)  
既存の関連政策を束ねた2040年に向けた国家エネルギー方針

政策目標

NETR\*1における省エネ比率目標とNEP\*2との比較



\*1 NETR (National Energy Transition Roadmap): (2023年8月 Ministry of Economy発行)  
\*2 NEP (National Energy Policy 2022-2040): (2022年9月 Prime Minister's Department発行)

出所: National Energy Transition Roadmap (<https://ekonomi.gov.my/sites/default/files/2023-08/National%20Energy%20Transition%20Roadmap.pdf>), National Energy Policy 2022-2040 (<https://msri.org.my/res-detail.php?id=12>)

## 主な具体施策

関連法規名

Energy Efficiency and Conservation Act (EECA)

開始年

2025年1月より施行

推進主体

ST (英名: Energy Commission) ※Ministry of Energy Transition and Water Transformation配下の電力・ガス規制当局)

概要

大規模エネルギー消費者および特定建物・製品を対象に法的義務を定め、省エネを仕組みで推進

#### 【大規模エネルギー消費者の義務】

- エネルギー管理責任者の任命
- エネルギー管理の仕組み (EnMS) の整備・運用
- エネルギー効率報告書の提出・エネルギー監査実施 等

#### 【建物管理責任者の義務】

- 建物のエネルギー効率を表す指標であるEnergy Intensity Labelの取得・掲示・基準への適合遵守 等

#### 【製品製造・輸入・販売者の義務】

- エネルギーを使用する機器・装置・家電等の製造・輸入者の登録や流通前のエネルギー効率認証の取得 等

出所: Energy Efficiency and Conservation Act (<https://www.st.gov.my/contents/2024/EECA/BI%20-%20Energy%20Efficiency%20and%20Conservation%20Act%202024%20-%20Act%20861.pdf>)

(参考) ゼロエミッションビルディング、データセンターに関する政策動向

# 省エネ性能を各種認証や税制優遇の要件とすることでデータセンターを含む建物の省エネ促進が図られている

## ゼロエミッションビルディング (ZEB)

- 低炭素達成度を認証する仕組み(Green Pass)を導入することで、建物の省エネ・再エネを促進している

プログラム名	Zero Energy Building (ZEB) Facilitation Programme
推進機関	Sustainable Energy Development Authority (SEDA)
プログラム概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物セクターの排出削減余地が大きいことから、超低炭素なグリーンビルの採用を促進</li> <li>高度な省エネで建物のエネルギー消費を下げ、残る最小限の需要をオンサイト再エネでまかなうことを提唱</li> <li>ネットゼロを目指し以下分類に基づく段階的な普及を狙う               <ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB Ready: 50%~70%の省エネを実現</li> <li>Nearly ZEB (nZEB): 70%~99%を省エネ+再エネ由来で実現</li> <li>Net ZEB (NZEB): 100%を再エネ+省エネ由来で実現</li> </ul> </li> <li>ZEB/低炭素建物の達成度を評価・可視化する枠組みとして「GreenPASS」を発行</li> </ul>

## データセンター

- 税制優遇を設けてデータセンターの設立を推進
- データセンターの省エネについても税制優遇を通して推進

支援名	Malaysia Digital Status	Digital Ecosystem Acceleration Scheme
管轄	Malaysia Digital Economy Corporation (MDEC)	Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Malaysia Digital Status」を付与された企業は所得税免除/減額や、機器輸入の免税等の優遇が適用されるほか、事業運営上の各種権利を享受できる</li> <li>申請要件として、指定された活動を行う、会社法に基づく企業であること等が条件。その他最低資本金要件等も存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データセンターを含むデジタル事業者に対して所得税の免税/減税の優遇を与える仕組み</li> <li>データセンターは申請にあたり持続可能性に関するガイドライン準拠が求められている</li> <li>以下3指標でデータセンター類型毎に目標値を設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>PUE (電力効率)</li> <li>CUE(炭素効率)</li> <li>WUE(水効率)</li> </ul> </li> </ul>

出所: Zero Energy Building (ZEB) Facilitation Programme (<https://www.seda.gov.my/energy-demand-management-edm/zeb-renovation-for-existing-buildings/>)

出所: National Digital Initiatives (<https://mydigitalinvestment.gov.my/key-incentives>)、Malaysia Digital Status (<https://www.mdec.my/malaysiadigital/companies>)、Guideline for Sustainable Development of Data Center (<https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2024/12/Guideline-for-Sustainable-Development-of-Data-Centre.pdf>)

# 再エネ

## 太陽光の更なる拡大とそれを補完する水力・バイオエネルギーを軸に、2050年までに再エネ比率70%を目指す

### 主要な政策文書・目標

政策文書

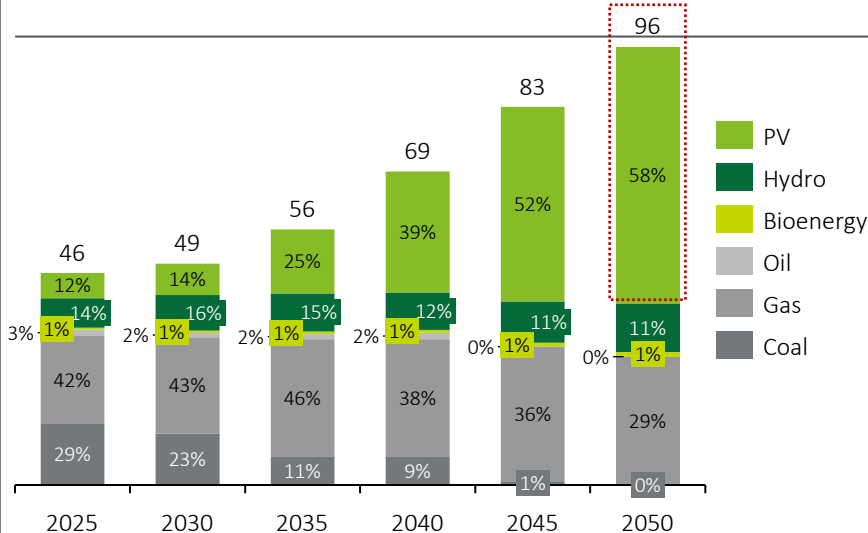
#### Malaysia Renewable Energy Roadmap (MyRER)

(Sustainable Energy Development Authority、2021年発行)

2035年に向けた電力分野の再エネ比率目標・達成計画

電力系統における設備容量(GW)とエネルギー構成の計画 (NETR)

再エネ比率70%



政策目標

### 再エネ領域の目標達成に向けた代表的な取り組み

再エネ分野	2035年に向けた主な取り組み (MyRERより)
分野別取組	
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上発電 (NEM)の普及加速 (容量制限緩和・VNM導入等)</li> <li>大規模太陽光発電 (LSS)の入札強化</li> <li>Corporate PPA / P2P (個人間売買) / REC (再エネ証明書)等のルール整備による新ビジネスモデルの開発</li> </ul>
バイオエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス燃料の集約化による安定供給の検討</li> <li>バイオマス発電における入札制度・NEMの検討</li> <li>ごみ発電 (Waste-to-Energy) プラントの入札枠組み検討</li> </ul>
水力	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可の迅速化・上流活動のルール整備による導入促進</li> <li>地質調査による小水力候補地のオープンデータ化</li> <li>FITに依存しない仕組みとしての入札の枠組み整備</li> </ul>
その他 (新ソリューション)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな再エネの探索・制度準備 (地熱・風力など)</li> <li>系統安定化に向けた蓄電導入の検討</li> </ul>
横断的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>TPA (Third Party Access) の枠組みの実装</li> <li>インセンティブ強化 (GTFS 3.0開始、GITA/GITEの延長等)</li> <li>研究開発/実証の促進 (テーマ例: 蓄電、低風速風力等)</li> </ul>

出所: National Energy Transition Roadmap (<https://ekonomi.gov.my/sites/default/files/2023-08/National%20Energy%20Transition%20Roadmap.pdf>)

出所: Malaysia Renewable Energy Roadmap (MyRER) ([https://www.seda.gov.my/reportal/wp-content/uploads/2022/03/MyRER\\_webVer3.pdf](https://www.seda.gov.my/reportal/wp-content/uploads/2022/03/MyRER_webVer3.pdf))

# 水素

## Hydrogen Economy and Technology Roadmap (HETR)を軸に、水素アンソモニアによるGHG削減率を2050年に最大15%とする目標が掲げられている。実現に向けた施策としてGITA/GITE等の税制優遇策が設けられている

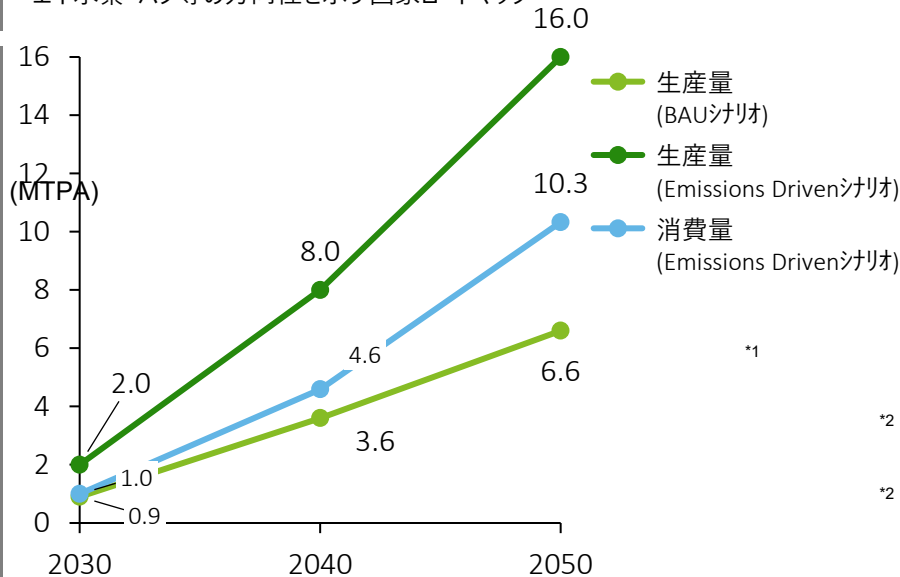
### 主要な政策文書・目標

政策文書

#### Hydrogen Economy and Technology Roadmap (HETR)

(Ministry of Science, Technology, and Innovation、2023年発行)  
2050年に向けた水素経済の実現を目標に、化石由来水素の段階的移行や再エネ水素・ハブ等の方向性を示す国家ロードマップ

政策目標



\*1 BAU (Business as Usual) シナリオ: 既存の政策・計画に基づく現実的な推計  
\*2 Emissions Driven シナリオ: 2050年に最大10%のGHG排出削減を達成するために水素の普及を積極的に進める場合の推計

### 水素普及を促進する5つの柱 (HETRより)

水素普及の5つの柱	主な実施事項
体制・制度基盤・規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンにおける許認可・認証の整備</li> <li>輸入国との水素パートナーシップ設計</li> <li>既存法規 (Gas Supply Act)の改正検討</li> </ul>
導入環境・経済支援 (補助/税制等)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料補助の段階的縮小と水素への予算再配分</li> <li>税制優遇(GITE/GITA)や各種支援 (FCEV購入補助、National Hydrogen Fundによる資金援助等)の展開</li> </ul>
商用化の加速 (輸出・国内需要の創出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出に向けたターミナル港の検討</li> <li>FCEV等の技術開発を加速する官民連携プロジェクトの実施</li> </ul>
人材育成と実行力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業技能標準(NOSS)への水素関連スキルの組み込み</li> <li>グリーンジョブのガイドライン整備</li> </ul>
社会受容の形成 (広報・教育・啓発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Malaysia Climate Action Simulator (MCAS)によるGHG削減効果・地域への影響の可視化 等</li> </ul>

# 2050年までに生産能力35億リットルを目標に、バイオ燃料のブレンド・利用の義務化対象が拡大されている

主要な政策文書・目標		
政策文書	<b>National Biomass Action Plan (MBAP)</b> (Ministry of Plantation and Commodities、2023年発行) 肥料/飼料/素材等も含めたバイオマス産業全体の2030年に向けた計画	
	バイオ燃料の生産・利用に関する現状と2050年目標 (NETR)	
政策目標	(参考) 現状の類似指標	2050年
	バイオ燃料生産能力 バイオディーゼル生産量 16億 リットル <sup>1</sup>	バイオ燃料生産能力 35億 リットル
	バイオマス・バイオガスによる発電設備容量 バイオガス・バイオマスによる発電容量(実績) 246 メガワット <sup>2</sup>	バイオガス・バイオマスによる発電設備容量 1,400 メガワット

\*1 2024年11月発行のUSDA (U.S. Department of Agriculture)レポートより抜粋 ([Malaysia: Biofuels Annual](#)) \*2 2025年7月発行のST(Energy Commission)定期報告より引用 ([Total Operation Renewable Energy Capacity](#))

バイオエネルギー領域の目標達成に向けた代表的な政策	
政策支援	Biofuel Industry Act 666
開始年	2007年7月より施行 (以降は下位規則単位で改定あり)
開始年	Biofuels Division, Ministry of Plantation of Commodities
概要	以下を法的に定めることでバイオ燃料の普及促進を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の生産/保管/輸送など活動のライセンス体系</li> <li>バイオ燃料のブレンド要件・利用義務</li> </ul>
直近の動向	[2019年] <ul style="list-style-type: none"> <li>ブレンド比率と利用義務の適用対象を下位規則で具体化</li> </ul> [2022年] <ul style="list-style-type: none"> <li>ブレンド要件・許容活動を遵守義務 (違反時罰則付き) として明確化</li> <li>対象バイオ燃料を拡大し、メチルエステルおよび植物油由来炭化水素をパーム由来複数ソース (使用済み食用油やPOME油等を含む) として明示</li> </ul>

出所: Biofuel Industry Act 666 (<https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Act%20666.pdf>)

(参考) 用途別バイオ燃料目標、要件

# バイオ燃料のブレンド比率は、ディーゼルが利用される用途を中心に、2030年B30の導入が目標とされる

分類		バイオ燃料普及目標/ブレンド比率目標	各用途における要件 (例)
モビリティ	乗用車 (Light)	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオエタノールのガソリン混合に関する目標はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>N/A</li> </ul>
	商用車・トラック (Heavy)	<ul style="list-style-type: none"> <li>B10；全国で義務化済み</li> <li>B20；一部地域*1で導入</li> <li>B30；2030年義務化目標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Malaysian Biofuel Industry Act 2007 (Act666) により取得ライセンスが規定</li> </ul>
	航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>2027年、SAF1%を“アスピレーション”として設定</li> <li>2050年、最大47% SAFの混合を目標に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状未確定も、ASTM, CORSIA等の国際規格を踏襲の見込み</li> </ul>
	海上	<ul style="list-style-type: none"> <li>バンカー燃料のブレンド比率等の目標なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>N/A</li> </ul>
発電		<ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル発電にB7混合義務</li> <li>バイオガス・バイオマスによる発電設備容量目標；1,400 メガワット (2050)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオディーゼルについてはAct666にて規定</li> <li>バイオガス・バイオマス発電は、“Indigenous”要件を満たすため、原料の産地、流通の証跡が重要となる</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用ボイラー、建機等産業セクターにてB7導入</li> <li>空港、地上支援車両 (GSE) にてB10→B20のパイロット試験が進行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオディーゼルについてはAct666にて規定</li> </ul>

出所； National Biodiesel Program, JETRO \*1 Langkawi, Labuan, Sarawak(Bintulu)を除く

# 陸上・航空・海上それぞれの分野において、バイオ燃料の混合目標が定められている

## 主要な政策文書・目標

政策文書

### National Energy Transition Roadmap (NETR)

(Ministry of Economy, 2023年年発行)

2050年に向けたエネルギー転換の包括的な目標・実行計画

### National Automotive Policy (NAP)

(Ministry of Investment, Trade and Industry, 2020年年発行)

2030年に向けた自動車業界におけるロードマップ

政策目標

分類	目標 (NETRより ※各目標の定義詳細は記載なし)	達成時期
陸上 乗用車 (Light)	移動における公共交通の利用割合 : <b>60%</b>	2050年
	車両ストック (2輪・4輪)のEV比率 : <b>80%</b>	
	EVの国内製造比率 : <b>90%</b>	
陸上 商用車・トラック (Heavy)	貨物輸送における鉄道貨物の割合 : <b>5%</b>	2030年
	バイオディーゼル混合義務 : <b>B30</b> (混合率30%)	
	水素で走る商用車比率 : <b>5%</b>	
航空	国際航空 : <b>ネットゼロ</b> (ICAO LTAG準拠)	2050年
	SAF混合義務 : 最大 <b>47%</b>	
海上	低炭素燃料の利用割合 : <b>40%</b>	

## グリーンモビリティ領域における主要な政策的取り組み

分類	今後の主要な取り組み (NETRより)	
陸上	乗用車 (Light)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通インフラ整備のための財政的支援</li> <li>乗用車の燃費計測・燃費に基づく財政政策の強化</li> <li>EVの国内製造力強化、充電インフラへの資金拠出</li> <li>充電に関わる制度見直しによる導入障壁の除去</li> </ul>
	商用車・トラック (Heavy)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃費の共通指標・測定方法の整備</li> <li>B30の義務化に向けた制度設計の見直し</li> <li>長距離は水素、短中距離はバッテリーEVなど、用途や距離に応じた最適なエネルギーの選択</li> </ul>
航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業と共同で航空脱炭素ロードマップを策定</li> <li>SAF混合義務の導入 (1%から開始、段階的な引き上げ設計)</li> <li>POME<sup>*1</sup>/ILUC<sup>*2</sup>に関する排出の再評価によるSAF採用の後押し</li> </ul>	
海上	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内バイオ燃料を船舶燃料として使う技術/商用性の実証</li> <li>将来燃料 (e-ammonia / e-methanol等)への移行準備/計画策定</li> </ul>	

\*1 Palm Oil Mill Effluent: パームオイル工場から出る排水/廃棄物であり適切な処理が必要

\*2 Indirect Land Use Change (間接的土地利用変化): 燃料用に農地が転用され、押し出された食料等の生産が別の場所へ移り、森林や草地等が農地化される、といった間接的な排出の考え方

## B10やSAFに加え、EVの購入/保有、充電器への免税や税控除が整備されている

補助対象		補助/支援の種類	期限/	補助/支援の種類
燃料	B10	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPO（粗パーム油）に掛かる税の一定割合を補助金へ活用</li> </ul>
	SAF	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制優遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府がSAF投資誘致のために、税制優遇を検討中</li> </ul>
車両及び付帯設備	EV購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBU：～2025年末</li> <li>CKD：～2027年末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入完成車（CBU）の物品税免税が2025年末で終了</li> <li>国内組み立て（CKD）は2027年まで物品税、売上税が免税予定</li> </ul>
	EV保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税は2025年末で終了</li> <li>2026年より低税率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年末まではEV保有により道路税免除</li> <li>2026年より、EV出力に応じて低い税率が適用される新体系に移行</li> </ul>
	家庭用充電器	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得控除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>～2027年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅での充電設備の設置/サブスク等に対して、個人所得税控除（最大RT2500）</li> <li>但し、住宅形態（コンドミニアム等）により、控除上限額/要件は確認が必要</li> </ul>
	事業用充電器	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税優遇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、2026年末までの申請分対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Green Technology Tax Incentiveにて、充電ステーションは税控除対象</li> <li>CAPEX等に応じて5-10年の税控除</li> </ul>

## EVの普及促進に合わせてバッテリーリサイクルに関する制度枠組みの整備も推進されている

### National Automotive Policy (NAP) 2020

- マレーシアをASEAN地域の自動車製造・技術・エンジニアリングのハブにするというビジョンのもと、MITI (国際貿易産業省)が発行する自動車業界における2020～2030年の10年間の長期ロードマップ。車両の再生/リサイクルを注力分野の一つとする
- エネルギー効率基準 (バッテリーリサイクル制度)、EVインフラ強化、半導体産業との連携を焦点に、2025年末に改訂版を発行予定

主要な政策・制度	概要	ターゲット
AATF制度	政府認定の自動車処理施設 (AATF)を設置し廃車の回収/解体/再資源化を公式ルートで実施することで、有害物質の安全処理を担保	2030年までに21の認定施設を整備 (2025年時点で4施設)
Scheduled Wastes規則	バッテリーや廃油、冷媒ガスなどをScheduled Wastes (特定有害廃棄物)として分類し、回収・輸送・処分を義務化	100%の有害物質適正処理率
EPR (拡大生産者責任)制度	EVバッテリーを含む部品について、メーカーに回収・リサイクル責任を課す制度	2050年までに約90万個のEVバッテリー回収能力 (推計ベース)
バッテリーパスポート制度	EVバッテリーのライフサイクル全体に関する情報をデジタルで記録・管理する仕組み。2025年11月に標準ガイドラインを発行	

National Automotive Policy (<https://www.miti.gov.my/index.php/pages/view/nap2020>)、Malaysia – Your Southeast Asian Automotive Hub (MIDA) (<https://www.mida.gov.my/publications/malaysia-your-southeast-asian-automotive-hub/>)、Govt accelerates automotive vision with NAP2020 review and EV strategy (Vibes Dotcom) (<https://www.thevibes.com/articles/news/111701/govt-accelerates-automotive-vision-with-nap2020-review-and-ev-strategy>)

# 2050年までに80MTPAのCO2貯留容量を目指し、2025年にはCCUS法が施行されるなど制度面の整備が進んでいる

## 主要な政策文書・目標

政策文書

### National Energy Transition Roadmap (NETR)

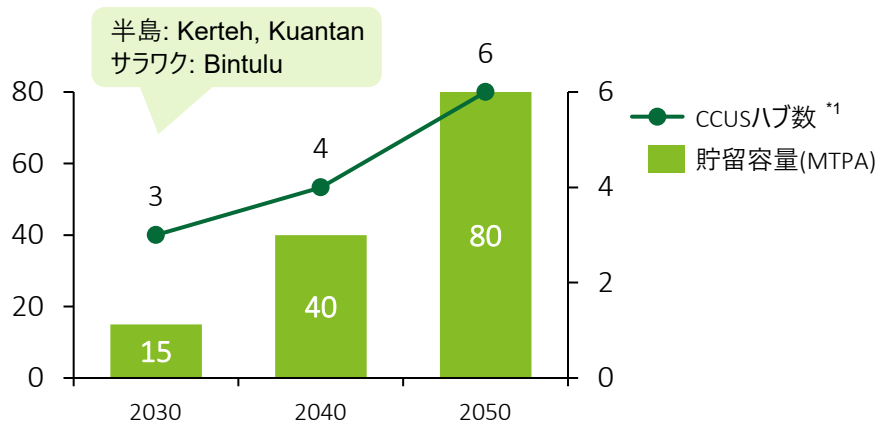
(Ministry of Economy, 2023年発行)

2050年に向けたエネルギー転換の包括的な目標・実行計画

※CCUSのみを取り扱う政策文書/ロードマップはなし

政策目標

### バイオ燃料の生産・利用に関する現状と2050年目標 (NETR)



\*1 複数排出源のCO<sub>2</sub>を集め共通のインフラで主として貯留をする拠点

## CCUS領域における主要な政策的取り組み

主要な政策支援	取り組み概要 (NETRより)
制度・規制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>CCUS実装に向けた規制枠組み/役割分担の明確化*2</li> <li>既存法の改正 (EEZ Act, National Land Code等)</li> </ul>
インセンティブ強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンプライシングの整備</li> <li>CCS事業に対する税優遇や資金援助等の財政的支援</li> </ul>
CCUSハブ・インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家・金融機関と連携したCCUSハブのインフラ投資の促進</li> </ul>
越境CO <sub>2</sub> 合意・枠組み整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>の越境輸送・貯留を可能にする国内制度*2</li> <li>協定交渉 (責任・コスト分担等) の枠組み整備</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 利用促進 (Uの需要創出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用促進に向けた政府インセンティブの検討*3</li> <li>ユースケースごとのCO<sub>2</sub>利用義務化 (コンクリートや尿素(肥料/化学品)の製造過程など)*4</li> </ul>

\*2 半島マレーシアでは2025年10月よりCCUS法が施行され、CCUSの規制機関設置やCCUS活動の許認可制度等(CO<sub>2</sub>利用者は登録が必要等)が開始されている

\*3 CCS向けインセンティブは存在するも、U(利用)に特化したインセンティブは確認されない

\*4 義務化とするユースケースの例が示されているに留まり、対象や開始時期等は情報なし

Source: MyCCUS (<https://myccus.ekonomi.gov.my/activities/>), CCUS Act 2025

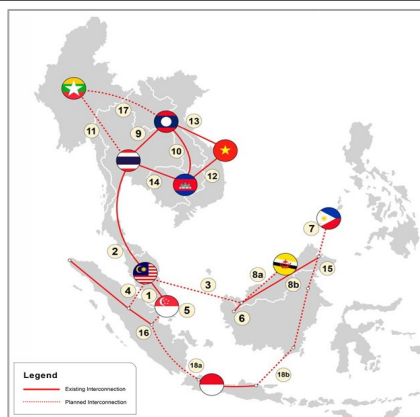
([https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktab/2995040\\_BI/Act%20870%20CARBON%20CAPTURE,%20UTILIZATION%20AND%20STORAGE%20ACT%202025.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktab/2995040_BI/Act%20870%20CARBON%20CAPTURE,%20UTILIZATION%20AND%20STORAGE%20ACT%202025.pdf)), NETR

(<https://www.investmalaysia.gov.my/media/w11a4c2k/national-energy-transition-roadmap.pdf>)

## (参考) ASEAN Power Grid

マレーシアはその地理的な特性上ASEAN Power Gridにおいても重要な役割を担っており、これまでシンガポール・タイ・インドネシアとの接続を稼働させ、今後も越境電力を政策的に推進する見込み

マレーシアのAPG取組状況



#	接続	ステータス	2040容量 [MW] 予測
1	半島マレーシア - シンガポール	稼働中	1,050
2	半島マレーシア - タイ	稼働中	1,043
3	半島マレーシア - サラワク	計画中	695
4	半島マレーシア - スマトラ	FS進行中	2,130
6	サラワク - 西カリマンタン	稼働中	777
7	サバ - フィリピン	計画中	196
8a	サラワク - ブルネイ	FS進行中	- (公式情報なし)
8b	サラワク - サバ	建設中	177
15	東サバ - 北カリマンタン	FS進行中	174

マレーシアにおける直近のAPG/越境電力の動向

実施年	実施事項
2024年	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府(PETRA: Ministry of Energy Transition and Water Transformation)による「Energy Exchange Malaysia (ENEGEM)を設立し、シンガポール向けの越境グリーン電力販売を進める」旨の政策打ち出し</li> <li>規制当局であるST (Energy Commission) がガイドライン改定によりENEGEMを用いた越境再エネ販売制度を定義</li> <li>初回入札・契約・実送電を完了</li> </ul>
2025年	<ul style="list-style-type: none"> <li>PETRAが越境グリーン電力取引の継続としてENEGEM Auction 2025の実施を発表</li> <li>2025年10月までにシンガポールにENEGEM経由で375GWhの送電を完了し、またパイロットフェーズは2026年12月までと発表</li> </ul>

# 目次

---

1	実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
1	マレーシアの政策動向	2
2	<b>マレーシアにおける日系企業の動向</b>	<b>15</b>
2	実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
1	組織体制	27
2	用地・建物・設備	30
3	税制優遇・補助金	37
4	許認可	47

---

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件（水素・アンモニア領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)	
水素・アンモニア	水素	ナノマレーシア ナノコ マース ハイパーテックイ ンダストリーズ	マレーシアのオフグリッド発電を実現するため、水素発電の共同研究開発を行う予定・離島でも現地資材を用いて電力が供給できる状態になることを目指す	
	水素	住友商事 ENEOS	SEDC Energy	SEDC Energy Sdn. Bhd.、ENEOS株式会社、住友商事株式会社は、2020年に3社での検討を開始したマレーシア・サラワク州の水力電力を活用したグリーン水素・MCH製造及びその輸出事業につき、23年10月に共同開発契約（Joint Development Agreement：JDA）を締結し、Front End Engineering Design ステージへ移行した。
	水素	旭化成 日揮ホールディング	Gentari Hydrogen	マレーシアにおける年間8千トンのグリーン水素製造のための60MW級アルカリ水電解システムの建設に向けた基本設計（FEED）に着手する
	アンモニア	双日 三菱重工業	Johor Corporation	マレーシアジョホール州における水素・アンモニア等を活用した脱炭素社会実現に向けた事業化調査を共同実施する覚書を、Johor Corporation(マレーシア)、三菱重工業株式会社(日)、及び双日株式会社(日)の3社で締結した。
	アンモニア	IHI	TNB Power Generation (TNB GENCO)	マレーシア政府系電力会社であるTenaga Nasional Berhadの100%子会社、TNB Power Generation Sdn Bhdと当社が保有する石炭焼き火力発電所に対する、段階的脱炭素ロードマップの具現化のため、第一弾として少量アンモニア・バイオマス燃焼の設備改造について基本設計を実施していくもの。
	アンモニア	IHI	Gentari Hydrogen	IHIとマレーシア国営石油ガス会社Petroleum Nasional Berhad (PETRONAS) 傘下のGentari Sdn. Bhd. は、IHIがNEDOのグリーンイノベーション基金で開発を進めているアンモニア専焼ガスタービンを、Gentari社の親会社であるPetronas社のアンモニア製造工場内に設置することで基本合意を締結した。発電燃料の全てをアンモニアとする発電設備として世界で初となる商用利用となる。
	メタネーション	住友商事 東京ガス	PETRONAS Global Technical Solutions.	PETRONAS Global Technical Solutions Sdn. Bhd.、東京ガス株式会社、住友商事株式会社は、マレーシア・サラワク州におけるe-メタン製造（メタネーション）の事業性評価を目的とした詳細Feasibility Study共同実施のための覚書。

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件（再生可能エネルギー領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)
再エネ	再エネ	Development Bank of Sarawak (DBOS)	再生可能エネルギーが豊富なサラワク州の目標とビジョンに沿ったインフラプロジェクトの開発を促進・支援することを目的とし、戦略的協力関係を確立
	電力系統	JBIC	Sarawak Energy

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件（バイオエネルギー領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)
バイオ燃料	ユーグレナ	PETRONAS ENI	マレーシアにおいてPETRONAS Mobility Lestari Sdn Bhd (Petroleum Nasional Berhad (PETRONAS) の子会社) 及び Enilive S.p.A. (Eni S.p.A.の子会社) と共同で推進するバイオ燃料製造プラントの建設・運営を担う合弁会社への出資比率を、2025年7月16日付で15%への引き上げを実施。
バイオ燃料	日揮グループ	Gas Malaysia	マレーシア国における脱炭素化推進のため、日揮グループと同国ガス大手のガスマレーシア社との間で、パームオイル産業から生じる未利用廃棄物 (POME、EFB、廃木など) の有効活用を通じたバイオ燃料およびバイオ化成品の製造販売事業の実現可能性調査を行うことを合意するもの。
SAF	出光興産	Petronas	低炭素エネルギーソリューション提供への重要な一歩として、持続可能な航空燃料 (Sustainable Aviation Fuel : SAF) のサプライチェーン構築・強化に向けた共同検討。
バイオガス・バイオメタン	住友商事	reNIKOLA Holdings	馬尼両国におけるバイオエネルギー (バイオガス/バイオメタン) 事業の共同研究開発に向け、reNIKOLA社と住友商事の協働体制を構築し、両国のカーボンニュートラル実現に貢献。
バイオメタン	大阪ガス IHI	PETRONAS Global Technical Solutions	大阪ガス、IHI、PETRONAS Global Technical Solutionsは、マレーシアにおけるバイオマスを活用したe-methane製造事業について、実現可能性の検討を共同で行う。
バイオマス由来蒸気	カネカマレーシアグループ	BAC Renewable Energy (BACRE)	カネカマレーシアグループの2050年カーボンニュートラル実現に向けたプロジェクトの一つとして、BAC Renewable Energy (BACRE) 社と、バイオマス由来蒸気を受給契約を締結するものである。
バイオマスアップサイクル	国際農研	マレーシア理科大 (USM)	マレーシア理科大 (USM) との連係によって、パーム油の生産に伴い排出される未利用バイオマスを高付加価値なエネルギーや資材に変換するための次世代バイオマスアップサイクル技術の開発と実証、そして国際的な技術普及の一層の推進をはかる。

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件（カーボンリサイクル領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)	
カーボンリサイクル	CCS	三井物産	Petronas Total Energies	三井物産株式会社は、2023年よりPETRONAS社・TotalEnergies社と共同で本プロジェクトの開発を進めており、2025年7月にプロジェクトの更なる推進に向けた基本原則合意 (Key Principle Agreement、KPA) を締結。本邦を主とするアジア域産業事業者から排出・分離されたCO2を液化・船舶輸送の上、馬国マレー半島沖に地下貯蔵する構想。本邦JOGMEC先進的CCS事業に採択され、2030年初頭の貯蔵開始を目指す。
	CCS	経済産業省	Ministry of Economy	越境CCSの実現に向けた検討を行うとともに、政策情報交換や技術協力の強化に取り組む。
	CCS	川崎重工業	PETRONAS	川崎重工が開発したCO2回収技術 (KCC; Kawasaki CO2 Capture) を、マレーシアの産業排出源に適用するにあたっての、政策・経済・技術等の側面からの検討を行う。また、現地排出源からのCO2回収を目的とした実証機の導入に向けた検討も行う。
	CCS	石油資源開発 日揮HD 川崎汽船	PETRONAS CCS Ventures (PCCSV) PETROS	JAPEX、日揮HD、川崎汽船の日本コンソーシアムは、PETRONAS CCS Ventures (PCCSV) と共に、マレーシアサラワク州沖合地域におけるCCS事業について検討しており、先般、同地域のCO2貯留権管理者であるPetroleum Sarawak (ペトロス) と同地域の枯渇ガス田であるM3ガス田を貯留対象とした検討を行うためのStorage Site Agreement (SSA) を締結。
	CCS	経済産業省 JOGMEC	Petronas	マレーシアへ二酸化炭素(CO2)を越境輸送するには、ルール整備やCO2削減量算出方法を二国間で協議する必要がある。経済産業省、エネルギー・金属鉱物資源機構、マレーシア国営石油公社PETRONASの三者は、二国間におけるCO2越境輸送・貯留に関する検討を推進するためのMOCを締結した。
	CCUS	東芝エネルギーシステムズ	TNB Power Generation (TNB GENCO)	テナガ・ナショナル社は'50年までに温暖効果ガス排出ネットゼロを目標としており、東芝エネルギーシステムズ社の持つCO2分離回収技術・知見を通して、CCUS設備の導入を検討。発電子会社であるTNB Power Generation社(TNB GENCO社)と東芝エネルギーシステムズ社間でCCUS導入や人材育成実施についての枠組みを構築するもの。

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件（GHG可視化・省エネ領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)	
GHG可視化・省エネ	GHG可視化	アスエネ	Malaysian Rubber Council	MRC会員企業に対する脱炭素トレーニングの提供と算定システムの導入
	GHG可視化	アスエネ	Maqo Solar	マレーシア現地企業Maqo SolarとアスエネのGHG算定における協業契約の締結
	GHG可視化	アスエネ	Mitsusho	マレーシア現地企業MitsushoとアスエネのGHG算定における協業契約の締結
	GHG可視化	アスエネ	Dasar Consulting	マレーシア現地企業Dasar Consultingとアスエネのマレーシア・サラワク洲における、現地企業のESG推進とGHG算定推進に関する覚書

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件リスト（領域横断）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)
水素アンモニア・再エネ・CCUS	JBIC	Petroliam Nasional Berhad ( Petronas)	水素・アンモニア、再生可能エネルギー、CCSバリューチェーン事業、国内国際送電網等の分野においてJBICとペトロナスの協力関係を強化し、マレーシア国内外でのペトロナスと日本企業との協業を促進。
水素アンモニア・CCUS・GHG可視化	JOGMEC	PETRONAS	水素／アンモニア等のクリーンエネルギー、エネルギー事業におけるGHG排出量管理、多様なCCS事業等のカーボンニュートラル分野を対象とした事業に関する共同調査等を行うことを合意。
全般	東洋エンジニアリング	InvestSarawak	マレーシア国サラワク州のカーボンニュートラル実現に向け、同州でのエネルギートランジションにむけた協業について協議する。
全般 (GX×スマートシティ)	国土交通省	各国関係政府機関	10月末に東京で開催する第6回日・ASCNハイレベル会合では、「GX」をテーマにスマートシティの知見を共有。会合で得られた成果を、参加各国の合意の下、成果文書として発表。※本案件はMOUの締結ではなく、会合の成果文書を、各国の合意文書とすることを想定。
全般	Idemitsu International Asia	PETCO TRADING LABUAN COMPANY LTD	出光興産のグループ会社であるIdemitsu International (Asia) と、Petronasのグループ会社であるPETCO Trading Labuan Company (PTLCL) は、マレーシア国内外における気候変動の緩和に貢献するプロジェクトの探索と事業性の共同検討を行う。
全般	Idemitsu International Asia	PETCO, Saxon Renewable Energy AE Carbon Capita	出光興産のグループ会社であるIdemitsu International (Asia) 、Petronasのグループ会社であるPETCO Trading Labuan Company (PTLCL) 、Saxon Renewable Energy及びAE Carbon Capitalは、マレーシア埋立地再生・開発プロジェクトに関連して、潜在的な事業機会と協力の可能性を探る。

## マレーシアにおける日系企業の動向 – AZEC MOU案件リスト（その他領域）

リスト掲載基準：

- 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)に掲載のある、実施国にマレーシアを含む案件の全量 (重複掲載は統合)

	プロジェクトテーマ	日本側事業者/関係機関	現地パートナー	案件概要 (原文より抜粋)
その他	水資源	国土交通省	マレーシア エネルギー・移行・水変革省	マレーシアにおいて、気候変動適応策と緩和策に資するガムの運用及び改良等の議論を促進する。
	農業・林業	地球環境戦略機関 高砂建設 さいたま市	マレーシア工科大学	持続可能な木造建築のマレーシア国内及び周辺国における展開可能性を調査及び検討するため、マレーシア工科大学、公益財団法人地球環境戦略機関、株式会社高砂建設及びさいたま市による知見の共有を図るもの。
	農業・林業	国際農林水産業研究センター (JIRCAS)	マレーシア国マラヤ大学	熱帯マングローブ林の適切なモニタリングに基づき、生態学的、遺伝学的分析とともに、半島マレーシアの天然林と人工林の適応能力を取り入れた持続可能な熱帯林管理手法を開発する。
	農業・林業	林野庁	国際熱帯木材機関 (ITTO)	マレーシアにおいて、木材産業の安定化のための、持続可能な木材利用の促進に関するプロジェクトを開始。・持続可能な木材利用によりGHGの固定効果が見込まれる。

## マレーシアにおける日系企業の動向 – GX補助金採択事業（再エネ / バイオエネルギー領域）

### リスト掲載基準：

- 令和5・6年度「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・FS事業）」採択事業のうち対象国にマレーシアを含む案件（令和6年度は対象分野が「GX分野」の事業を抽出、令和5年度は対象の全案件よりGX関連のプロジェクトを判断の上抽出）

	プロジェクトテーマ	幹事法人名	共同申請者	案件概要（原文より抜粋）
再エネ	マレーシア / 送変電設備の保全高度化に向けた FS 調査事業	アジア航測	株式会社インターリジョン / 株式会社ビジョンテック	ASEAN での経済成長と電力需要増に伴い、日本企業の航空/ドローン LiDAR 技術を活用した送変電設備保全技術を用いて、マレーシアの送変電設備の保全技術の高度化を目指すとともに、マレーシア並びにASEAN での事業展開においてデファクトスタンダードを獲得するための調査を行う。
バイオエネルギー	マレーシア・シンガポール共和国 / ASEANにおけるバイオガスANG/LNG サプライチェーン構築調査事業	東邦ガス	—	マレーシアで生成したバイオガスを周辺地域の工場等の需要家に供給するグリーンサプライチェーンの構築を検討する。圧縮・吸着（ANG）や液化（LNG）等の技術や、コジェネ等を用いたバイオガスの利用可能性について、詳細検証を行う。
	マレーシア / バイオ液体燃料用原料となるポンガミア植林実証事業	阪和興業	HANWA (MALAYSIA) SDN. BHD.	バイオ燃料の需要急騰に対応するため、持続可能な原料の確保を目指す。マレーシアのサラワク州でポンガミアのプランテーション事業を展開し、マレーシア企業とのジョイントベンチャーで 100ha 規模のパイロットプロジェクトを実施。持続可能なバイオ燃料の供給を目指す。
	インドネシア共和国・マレーシア / ドローンと AI によるオイルパーム病害分析サービス実証事業	ポーラスター・スペース	—	本事業は、インドネシア・マレーシアのオイルパーム農園に対するドローンや AI を活用した生産性向上支援の実証を行う。病害検知や植栽数管理を通じて既存農地の生産性を最大化する技術・サービスの社会実装を進め、現地農業の持続可能な発展に貢献する。
	マレーシア / 微細藻類培養の糖源としてのパーム農業残渣バイオマスの活用可能性調査事業	ユーグレナ	Euglena Malaysia Sdn. Bhd.	微細藻類によるバイオ燃料原料油脂の生産技術の商業化に向け、未利用パーム農業残渣の藻類従属栄養培養の糖源としての活用可能性に着目し、バイオマス賦存量調査、収集から資源化プロセスと事業モデルの検討及び資源化技術の適用性の調査を行う。

出所: 令和6年度補正「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・FS事業）」採択事業者情報 (<https://gs-hojo-web-fspoc.jp/saitaku.html>)、令和5年度補正「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金」採択事業者情報 (<https://gs-hojo-web.jp/saitaku.html? fsi=8wMLHJ05>)

## マレーシアにおける日系企業の動向 – GX補助金採択事業（カーボンリサイクル / サーキュラーエコノミー領域）

### リスト掲載基準：

- 令和5・6年度「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・FS事業）」採択事業のうち対象国にマレーシアを含む案件（令和6年度は対象分野が「GX分野」の事業を抽出、令和5年度は対象の全案件よりGX関連のプロジェクトを判断の上抽出）

プロジェクトテーマ	幹事法人名	共同申請者	案件概要（原文より抜粋）	
バイオエネルギー	マレーシア／触媒式低温炭化装置による食品廃棄物のアップサイクル実証事業	PNH	—	触媒式低温炭化技術により有機性廃棄物を炭化し、減容によって輸送コストとCO <sub>2</sub> 排出を大幅に削減。更に生成されたバイオ炭をバイオプラスチックやバイオマス発電燃料として活用することで、マレーシアの循環経済モデルの構築と日本の環境技術向上に貢献する。
	マレーシア・ベトナム社会主義共和国／ブラックペレット製造調査事業	神戸製鋼所	—	ブラックペレットを発電用途や製鉄工程における用途で利用することを前提に、東南アジアにおける炭化プラント建設の実現可能性について検討し、投資対効果試算、JV設立準備、現地パートナー評価等についての調査を行う。
カーボンリサイクル	マレーシア・インドネシア共和国・フィリピン共和国／DAC事業可能性調査事業	川崎重工業	—	東南アジアは貯留ポテンシャルの高さや再生可能エネルギー利用の促進により今後のDAC（Direct Air Capture）の市場ニーズが期待されるが、現状で稼働中のDACプラントはない。事業対象国において、CO <sub>2</sub> 分離エネルギーを低減したDAC事業の実現可能性の調査を実施する。
	マレーシア／産業排出源へのCO <sub>2</sub> 回収技術の適用によるNDCや輸出競争力へ貢献する事業可能性調査事業	川崎重工業	—	マレーシアでは国が決定する貢献（NDC）目標を設定しており、今後国内のCO <sub>2</sub> 排出の対策をしていく必要がある。マレーシア国内の産業排出源へのポストコンバッション技術の適用の有効性に加え、実証機の導入に向けた検討を含めた調査を行う。
サーキュラー	マレーシア／家電リサイクル事業調査事業	三菱マテリアル	—	電子・電気機器廃棄物の法制化が見込まれるマレーシアにおいて、日本で実績のある処理プロセスを基本とした家電リサイクルの事業化を目指す。同国の廃家電の集荷、処理後の回収資源の販売等の現地調査や、適正処理設備の検討を行い、事業採算性を調査する。

出所: 令和6年度補正「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（小規模実証・FS事業）」採択事業者情報 (<https://gs-hojo-web-fspoc.jp/saitaku.html>)、令和5年度補正「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金」採択事業者情報 (<https://gs-hojo-web.jp/saitaku.html? fsi=8wMLHJOS>)

## 調査結果まとめ

# NEDO支援テーマかつマレーシア政府の重点分野のうち、これまでに日本企業の取り組みが多いのは水素アンモニア・バイオ・カーボンリサイクル、GHG可視化の領域

### 評価観点と評価基準：

- NEDO支援領域 ... NEDOホームページに示されている事業領域に含まれるものを✓
- マレーシア政府の重点支援領域 ... マレーシアのエネルギー・トランジションロードマップにおける重点支援領域を✓
- 日本企業の重点取組領域 ... p.25-p.34掲載のリスト\*1の案件数を基に、案件数1件以上✓、5件以上を✓✓、10件以上を✓✓✓

	NEDO支援領域	マレーシア政府の重点支援領域	日系企業の重点取組領域
水素・アンモニア	✓	✓	✓✓ (7件)
再生可能エネルギー	✓	✓	✓ (3件)
バイオエネルギー	✓	✓	✓✓✓ (13件)
カーボンリサイクル	✓	✓	✓✓ (8件)
サーキュラーエコノミー	✓		✓ (1件)
GHG可視化・省エネ	✓	✓	✓✓ (6件)
自動車・蓄電池	✓	✓	
AI・情報インフラ	✓		✓ (1件)
航空・宇宙	✓	エネルギー・トランジション観点での重点領域の抽出のため除外*2	

\*1: 過去のAZEC MOUリスト(2025年10月の第3回AZEC首脳会合以前)、及び令和5・6年度「グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金(小規模実証・FS事業)」採択事業のうち実施国・対象国にマレーシアを含むGX分野案件 \*2: GX観点で重点領域ではないというのみで、これらの領域がマレーシア政府の重点領域ではないということを意味しない

# 目次

1 実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
1 マレーシアの政策動向	2
2 マレーシアにおける日系企業の動向	15
2 実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
<b>1 組織体制</b>	<b>27</b>
2 用地・建物・設備	30
3 税制優遇・補助金	37
4 許認可	47

※各種法規制・許認可等の詳細および最新動向については関係各省、専門家に都度確認のこと

# 会社形態の比較

## マレーシアには主に会社法、LLP法、MIDAガイドラインに基づく組織形態が存在する

◀ 最も標準的な形態\* ————— 会社法に基づく ————— ▶▶▶ LLP法に基づく ◀◀◀ MIDAガイドラインに基づく ▶▶▶

会社形態	#1 非公開会社	#2 公開会社	#3 保証有限責任会社	#4 無限責任会社	#5 外国会社支店	#6 有限責任事業組合	#7 駐在員事務所 地域事務所
法規上の 呼称 (社名末尾)	Private Company Limited by Shares (Sdn Bhd)	Public Company Limited by Shares (Bhd)	Company Limited by Guarantee (原則Bhd)	Unlimited Company (Sdn)	Foreign Company (規定なし。Branch等)	LLP (PLT)	Representative Office /Regional Office (規定なし。RORO等)
事業活動の 範囲	営利活動可能 原則自由	営利活動可能 原則自由	営利活動原則不可 定款に定めた業務	営利活動可能 原則自由	営利活動可能 原則親会社と同一	営利活動可能 原則自由	営利活動不可
資本金	法定最低資本なし	法定最低資本なし	資本金なし。会員保証 額のみ責任	法定最低資本なし	資本金なし。親会社資 本金を登録	資本金なし パートナー出資額に下限 はなし	資本金なし。本社負担 の運営費で運用
設立 関連	社名使用許可、 設立登記 等	#1より複雑なケース多 各種開示対応必須	#1より複雑なケース多 登記ではなく申請 大臣承認必要なケース有 定款承認必須	#1と同程度	#1より複雑なケース多 代理人選任、公証等が 必要	#1より簡易なケース多 会社設立ではなくLLP設 立申請	#1より簡易なケース多 会社設立ではなくMIDA 承認申請
国籍・ 居住国	マレーシアに居住する取 締役が1人以上	マレーシアに居住する取 締役が2人以上	特になし	特になし	マレーシア居住の 代理人が必要	特になし	活動内容に関する政府 承認が必要
維持 関連	年次報告、財務諸表の 提出 等	#1より複雑 年次総会の実施必須	#1と同程度～複雑 多くの場合年次総会も 実施	#1と同程度	#1より複雑なケース多 親会社の財務諸表提 出 等が必須	年次報告義務なし 代わりに支払能力を示 すソルベンシー宣言必須	#1より簡易 年次報告義務なし
コスト	・法人税 ・法定手数料 ・各種申告費用 ・ほか運営費用 等	#1と同程度～重い 監査費用が必須	#1より同程度 法人税は利益が発生す る場合のみ	#1と同程度	#1より重いケース多 公証、代代人費用等が 必須	#1と同程度	#1より簡易 非営利活動のみのため 法人税無し

\*: 各種許認可において標準的に想定されている会社形態。MIDA担当者ヒアリングに基づく評価

出所: Companies Act 2016 ([https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1738979\\_BI/Act%20777-%20Final%20Draft%20%281.8.2022%29.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1738979_BI/Act%20777-%20Final%20Draft%20%281.8.2022%29.pdf))、LLP Act 2012 (<https://www.investmalaysia.gov.my/media/d2ch4fmz/limited-liability-partnerships-act-2012.pdf>)、Guideline for Setting Up a RE / RO (MIDA) ([https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2023/05/RERO-GUIDELINE\\_17.05.23.pdf](https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2023/05/RERO-GUIDELINE_17.05.23.pdf))

(参考) 非営利目的の形態における実証事業の実施可否

## 非営利活動のみ実施許可されているCLBG (保証有限責任会社)は、公益目的に沿う活動であれば契約締結や資金受領は認められる。駐在員事務所/地域事務所は、契約・資金受領が禁止であり委託や外注を含む取引が不可

### Company Limited by Guarantee (保証有限責任会社)

- CLBGの会社形態をとっているマレーシア工科大学傘下のISI (Institut Sultan Iskandar)は、広島大学・ニチアス社と協働でエネルギー効率住宅の実証プロジェクトを実施 (2015年)
- ニチアス社が約70万リングを拠出しており、ISIは**CLBGという形態で外部資金を受けて実証を実施**

※ISIは都市環境、持続可能性、建築、エネルギー効率などの分野で研究・コンサルティングを実施しており、国内外の政府機関、企業、大学と協働してプロジェクトを推進している



マレーシア工科大学内に建設された実験住宅

### Representative Office (RE) / Regional Office (RO) (駐在員事務所/地域事務所)

- 駐在員事務所/地域事務所は契約締結と有償サービスが明確に禁じられており、**補助金を原資とする委託契約を結ぶことは不可**
- 親会社の資金のみで運営し、**契約を伴わず調査/研究/技術評価等を行うことは可能**

#### MIDAガイドラインによるRE/ROの規定

##### 【実施可能な活動】

- 事業活動の計画および調整
- 情報収集・分析、または投資機会に関する実現可能性調査の実施
- 製造のための原材料・部品の供給源の特定
- 研究および製品開発
- 当該法人の地域内における関連会社、子会社、代理店、販売業者のコーディネーションセンターとしての役割
- 代理店や販売業者への技術的助言および支援の提供

##### 【実施不可な活動】

- いかなる取引（輸出入を含む）、事業、または商業活動への従事
- マレーシア非居住の外国企業を代表して事業契約を締結すること
- 手数料や報酬を得てサービスを提供すること
- マレーシアにおける子会社、関連会社、支店の日常的な経営に関与すること
- 倉庫施設を賃貸すること
- 商品の出荷、積み替え、保管

出所: StarProperty「Building energy-saving houses」(<https://www.starproperty.my/news/featured-news/building-energy-saving-houses/74610>)、ニチアス株式会社「高温多湿気候下の都市住宅を対象としたパッシブクーリングによる省エネ改修手法の開発」([https://www.nichias.co.jp/cms/nichias/pdf/report/2018/381\\_01.pdf](https://www.nichias.co.jp/cms/nichias/pdf/report/2018/381_01.pdf))、MIDA「GUIDELINES FOR SETTING UP A REPRESENTATIVE OFFICE (RE) / REGIONAL OFFICE (RO)」([https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2023/05/RERO-GUIDELINE\\_17.05.23.pdf](https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2023/05/RERO-GUIDELINE_17.05.23.pdf))

# 目次

1 実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
1 マレーシアの政策動向	2
2 マレーシアにおける日系企業の動向	15
2 実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
1 組織体制	27
<b>2 用地・建物・設備</b>	<b>30</b>
3 税制優遇・補助金	37
4 許認可	47

※各種法規制・許認可等の詳細および最新動向については関係各省、専門家に都度確認のこと

## 土地・建物の取得方法のオプション

土地法では土地に固定された建物は土地の一部として扱われるため、建物だけを独立して所有ができない。土地を購入せず建物を自社で建設・運用する場合は、土地の賃貸借及び使用権契約等を締結する必要がある

取得形態		取得オプション	概要	外国企業にとっての留意点
土地	建物			
購入	購入	土地・建物購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地も建物も自社で所有</li> <li>購入後は自由に利用・改築・譲渡・担保設定が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業物件、工業用地、農業用地の購入にはマレーシア現地法人が必要</li> <li>外資規制（出資比率・経営権など）</li> </ul>
賃貸	賃貸	長期賃貸 (Leasehold)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地・建物ともに地主（現地企業等）から賃貸</li> <li>契約期間は30～99年が一般的</li> <li>工業団地や経済特区で外国企業も利用</li> <li>建物の改築等は地主の同意が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年超の賃貸となる場合は登記が必要となるため、マレーシア現地法人が必要</li> </ul>
賃貸	建設 (土地に付随する権利取得)	BOTスキーム (Build-Operate-Transfer)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地は現地企業と使用権契約を結び賃貸、<b>建物(及び設備)は自社で建設/所有</b></li> <li><b>一定期間後に建物(及び設備)を現地企業へ譲渡 (譲渡を前提とした契約)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地パートナー必須</li> <li>出資比率・経営権の制限</li> <li>契約期間終了後の資産移転条件</li> <li>技術移転・雇用創出など追加要件</li> </ul>
		Joint Venture スキーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地パートナーと共にJVを設立し、土地は現地企業所有、<b>建物(及び設備)はJVまたは自社で建設/所有</b></li> <li>建物(及び設備)の利用権・収益分配、事業終了後の譲渡有無等はJV契約で定義</li> </ul>	

出所:JETRO「外資に関する規制 (マレーシア)」([https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_02.html)), National Land Code ([https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload\\_files/document/Act%202828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf](https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload_files/document/Act%202828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf)), Malay Reserved Enactment (<https://www.jkptg.gov.my/en/panduan/senarai-undang-undang/akta-enakmen/enakmen-rizab-melayu>)

## 土地取得要件

半島マレーシア・サバ州・サラワク州で適用される土地法が異なり、土地区分・土地用途制限等に差異がある。半島マレーシアにおいても土地は州管轄であり、外資マジョリティの企業による取得は州の承認が必要

	半島マレーシア	サバ州	サラワク州
外国企業による土地取得の可否および制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商業物件、工業用地、農業用地については、外国企業のマレーシア現地法人 (外資マジョリティ) による土地取得可能</li> <li>• 外資マジョリティの場合は州政府の事前承認が必須</li> <li>• 場合により経済省承認も求められる (取得額がRM200万超またはブミプトラ持分希薄化を伴う場合など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Native Land (先住民が保有する土地) は外国企業による取得ができない (最長30年間のサブリースは可能)</li> <li>• それ以外の土地種別に関しては、外国企業による土地取得を一律に制限・承認必須とする条文は確認されない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マレーシアの法のもとで登録されている主体であれば、外資マジョリティの場合であっても、<b>Minister</b> による承認を経て土地取得が可能</li> </ul>
土地用途制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地用途区分を州政府が管理しており、Building, Industrial, Agriculturalの区分が存在</li> <li>• 用途外利用は不可であり、用途変更には州承認が必要となる</li> <li>• 以下の土地は取得が不可 <ul style="list-style-type: none"> <li>- Malay Reserved Land (マレー保留地)</li> <li>- 低価格住宅区画／ブミプトラ割当区画</li> <li>- 農地 (商業農業目的なら例外あり)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下の土地区分が存在 <ul style="list-style-type: none"> <li>- Country Land – 原則農業目的のみ</li> <li>- Town Land – Residential, Commercial, Industrial等の区分が存在</li> <li>- Native Land – 原則農業目的のみ</li> </ul> </li> <li>• 用途外利用は不可であり、用途変更にはMinisterの許可が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 州有地払い下げの際に定められた用途 (農業用地、住宅用地、工業用地等) 以外の利用は認められず、用途変更には州による承認が必要</li> </ul>
最低取得価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 最低価格要件は州ごとに異なり、最新の情報は州ガイドラインで確認が必要</li> <li>• 外資マジョリティの企業の場合は、最低でも100万リンギ以上が必要とされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法文上は外国企業の取得に際して最低価格要件記載なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外資マジョリティの外国企業の場合は、住宅用地取得の最低価格要件は30万RM以上</li> <li>• その他区分についての価格要件は法文上では記載なし</li> </ul>

## 土地・建物・設備に関する税制

# 設備の取得・保有・譲渡にかかる税負担が土地や建物といった固定資産と比較して軽い点 が特徴

	取得時	保有時	譲渡時
土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>印紙税 (Stamp Duty、取得価格に基づく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地税 (Quit Rent、土地面積に基づく)</li> <li>評価税 (Assessment Tax、土地評価額に基づく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax (RPGT)、取得後年数に基づく)</li> </ul>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>印紙税 (同上)</li> <li>ローン契約の場合、ローン残高に対して印紙税がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価税 (Assessment Tax、建物評価額に基づく)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産譲渡益税 (RPGT、同上)</li> </ul>
設備*	<ul style="list-style-type: none"> <li>印紙税なし</li> <li>ローン契約の場合、ローン残高に対して印紙税がかかる</li> <li>設備を輸入する場合、関税がかかる場合あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (設備・機械の保有に対して税金はかからない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (譲渡損益は法人税計算では考慮される)</li> </ul>

設備の取得・保有・譲渡にかかる税負担が他の固定資産に比べて軽い

\*設備の保有に対する税を定めた法律が存在しないため、この語に関する定義も存在しないが、事業用資産は税務上の減価償却についても負担が少なくなるような設計がなされている。ここでいう事業用資産は、いわゆるハードウェア (機械、車両、オフィス機器、家具等) にソフトウェア (条件付き) も含まれる

出所: National Land Code ([https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload\\_files/document/Act%20828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf](https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload_files/document/Act%20828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf))、Local Government Act (<https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Act%20171%20-%20Local%20Government%20Act%201976.pdf>)、Real Property Gains Tax Act (<https://www.hasil.gov.my/media/wvygbsuh/20230601-real-property-gains-tax-act-1976-act-169.pdf>)、Income Tax Act (<https://www.hasil.gov.my/media/znonhmuj/20231101-income-tax-act-1967-act-53.pdf>)

## 土地・建物・設備に関する税制

### 固定資産税の税率は、現地企業と外国企業のマレーシア現地法人とで差は生まれない

種別	課税対象	課税タイミング	管轄	税率・算出方法	外国企業の留意点
印紙税 Stamp Duty	土地	取得時	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売買契約書や譲渡証書に対する課税</li> <li>• 資産価額に応じて累進課税 (%)</li> <li>• 現地企業 (外国企業のマレーシア現地法人を含む)は資産価額に応じて1~4%</li> <li>• マレーシアに拠点を持たない外国企業は一律4%</li> <li>• 外国人・マレーシアに拠点をない外国企業の「住宅用不動産」の印紙税は8%への引上げを検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マレーシアに拠点をない外国企業は、税率が高い (現地企業 (外国企業のマレーシア現地法人を含む) の最高税率と同水準)</li> <li>• 一方、マレーシアに拠点をない外国企業が土地を取得することはガイドライン上不可とされ、発生することは極めて稀</li> </ul>
	建物	保有時			
	設備	譲渡時			
土地税 Quit Rent	土地	取得時	州	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地面積 (フィート) に応じて課税 (RM/フィート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特になし</li> </ul>
	建物	保有時			
	設備	譲渡時			
評価税 Assessment Tax	土地	取得時	州 / 地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地評価額に応じて課税 (%)</li> <li>• 税率の上限は、年間価値 (年間賃貸収入) の場合は最大35%、売却市場価値の場合は最大5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特になし</li> </ul>
	建物	保有時			
	設備	譲渡時			
不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax)	土地	取得時	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 売却時の利益額に対して課税 (%)</li> <li>• ~3年以内：30%</li> <li>• 4年目：現地企業 (外国企業のマレーシア現地法人を含む) 20%、マレーシアに拠点をない外国企業 30%</li> <li>• 5年目：現地企業 (外国企業のマレーシア現地法人を含む) 15%、マレーシアに拠点をない外国企業 30%</li> <li>• 6年～：10%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マレーシアに拠点をない外国企業の場合、4-5年目で売却する際に税負担が重い</li> <li>• 一方、マレーシアに拠点をない外国企業が土地を取得することはガイドライン上不可とされ、発生することは極めて稀</li> </ul>
	建物	保有時			
	設備	譲渡時			

出所: National Land Code ([https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload\\_files/document/Act%20828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf](https://www.malaysianbar.org.my/cms/upload_files/document/Act%20828.%20National%20Land%20Code.%20Revised%202020.pdf))、Local Government Act (<https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Act%20171%20-%20Local%20Government%20Act%201976.pdf>)

## (参考) PE認定について

# PE認定の有無により、マレーシアにおける事業所得課税適用/適用外が定まる

PE認定	<p>[租税条約 (DTA) ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 日本・マレーシア租税条約において、<b>事業所得課税のための基準</b>としてPermanent Establishment (PE) が定義されている</li><li>• 企業が事業を行うための固定されたオフィスや工場や作業場がPEとしてみなされるが、単なる保管・展示・情報収集・補助的活動だけの「準備的・補助的」な拠点はPEにならない</li><li>• 現地で契約締結権限を持つ代理人や、在庫管理・引き渡しを反復的に行う者がいればPE認定される</li><li>• 建設や据付工事等は6か月超継続でPE認定</li></ul> <p>[マレーシア国内法]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• Place of Business (事業所) の定義はIncome Tax Act (所得税法) に定義されており、<b>事業所得課税において考慮される</b></li><li>• オフィス、工場/倉庫、組立/設置プロジェクト、その他事業活動を行う場所を対象に、以下の場合「事業所を有する」とみなされる<ul style="list-style-type: none"><li>- 当該場所を維持・運営している</li><li>- 建設・設置プロジェクトに関連する監督業務を行っている</li><li>- 契約締結権限を常習的に行使する代理人がいる</li></ul></li></ul>
各種税金への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業所得税 (法人税) : 影響する</li><li>• 固定資産税 : 影響しない<ul style="list-style-type: none"><li>- [土地] 土地所有に基づく課税であり、PE認定との関連性は示されていない - National Land Code (Quit Rent)</li><li>- [建物] 建物の占有・所有に基づく課税であり、PE認定との関連は示されていない - Local Government Act 1976 (Assessment Tax)</li></ul></li></ul>

## (参考) 日本・マレーシア租税条約におけるPE定義

### 第5条 恒久的施設 (Permanent Establishment)

- 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
  - (a) 事業の管理の場所
  - (b) 支店
  - (c) 事務所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採掘場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
  - (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
  - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
  - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
  - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
  - (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
  - (f) 上記 (a) から (e) までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
  - (a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。
  - (b) 権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を恒常的に保有し、かつ、当該在庫から当該企業に代わって物品又は商品を反復して引き渡すこと。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

- 企業が事業を行うための固定されたオフィスや工場や作業場がPE
- 建設や据付工事等は「6か月超」継続した場合のみPEになる

- 単なる保管・展示・情報収集・補助的活動だけの「準備的・補助的」な拠点はPEにならない

- 現地で(日本本社名義で)契約締結権限を持つ代理人や、在庫管理・引き渡しを反復的に行う者がいればPE認定（独立代理人=独自の裁量で活動する商社や問屋は除外）

- 単に親子会社・グループ会社の関係があるだけではPEとみなされない

# 目次

1 実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
1 マレーシアの政策動向	2
2 マレーシアにおける日系企業の動向	15
2 実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
1 組織体制	27
2 用地・建物・設備	30
<b>3 税制優遇・補助金</b>	<b>37</b>
4 許認可	47

※各種法規制・許認可等の詳細および最新動向については関係各省、専門家に都度確認のこと

## 法人税

### マレーシアにおける法人税率は、マレーシア現地拠点の有無と企業規模により決定される

	マレーシア国内企業（内資/外資問わず適用）		マレーシア現地拠点を 持たない外国企業
	中小企業以外	中小企業	
該当企業	資本金RM 2,500,000超、または 売上高5,000万超のマレーシア居住法人	資本金RM 2,500,000以下、かつ売上高 RM 5,000万以下のマレーシア居住法人 ※資本金の20%以上が外国企業または非 居住個人に所有されている場合、または 50%以上が関連会社(親会社等)に所有さ れている場合は、中小企業向けの低税率の 適用対象外	マレーシア国内で設立・登録された主体（マ レーシア現地拠点）は存在しないが、租税 条約上のPE（恒久的施設）をマレーシアに 有し、そのPEに帰属する事業利益のある外 国企業
税率	課税所得に対し24%	課税所得に応じて以下税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>最初の150,000リンギット：15%</li> <li>次の450,000リンギット：17%</li> <li>600,000リンギット超：24%</li> </ul>	課税所得に対し24%
支払方法	LHDN (Inland Revenue Board of Malaysia: 内国歳入庁) へ 電子申告・電子納付		左記運用に加え、代理人を立てて 申告・納税も可能(税務代理業務や 代理電子申告はMinister承認の Tax Agentが行う必要あり)

## 税制優遇調査の範囲（製造業向け税制優遇）

# JETRO及びMIDA (マレーシア投資開発庁) の資料をもとに、エネルギー関連事業に適用される税制優遇を調査

### 調査範囲の考え方

- MIDAが定める税制優遇のある税の種類と、マレーシア政府のエネルギー関連重点分野から、調査/深掘対象とする税制優遇を設定

#### 免税/控除対象となる税の種類

直接税 (Direct Tax)	所得税 (Income Tax)
間接税 (Indirect Tax)	輸入関税 (Import Duty)
	物品税 (Excise Tax)
	売上税 (Sales Tax)

×

#### マレーシア政府の重点エネルギー分野

Energy Efficiency (省エネ)
Renewable Energy (再エネ)
Hydrogen (水素)
Bioenergy (バイオエネルギー)
Green Mobility (グリーンモビリティ)
CCUS (CO <sub>2</sub> 回収/利用/貯留)

### 調査範囲

- JETRO整理の税制優遇情報とMIDA発行のIncentives一覧(以下)に基づき、左記に該当する部分（以下■ハイライト）を深掘して調査を実施

#### MIDA資料に記載の税制優遇一覧 (章を抜粋)

MIDA資料に記載の税制優遇一覧 (章を抜粋)	概要
<b>1. General Incentives for Manufacturing Sector</b> 1.1 Main Incentives for Manufacturing Companies 1.2 Incentives for High Technology Companies 1.3 Incentives for Strategic Projects 1.4 Incentives for Small Scale Companies 1.5 Additional Incentives for Manufacturing Sector	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業向けの代表的な免税/控除の仕組みであり、下記2～6章の税制優遇の基礎となる考え方</li> <li>左記の範囲の考え方に基づき、1-1～1-3を対象として選定</li> </ul>
<b>2. Investment Incentives for Specific Industries</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス等産業別の免税/控除の仕組み</li> </ul>
<b>3. Incentives for Environmental Management</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン分野を中心としたテーマに対する免税/控除の仕組み</li> </ul>
<b>4. Incentives for Research and Development</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を営むまたは社内で場合に適用される免税/控除の仕組み</li> </ul>
<b>5. Incentives for Training</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用・研修費や、研修設備への投資に対する控除の仕組み</li> </ul>
<b>6. Other Incentives</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物・設備投資や関税免除など横断的な免税/控除の仕組み</li> </ul>
<b>7. Facilitation and Incentives for Services Sector</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス業の税優遇の情報参照先を整理</li> </ul>

## ①税制優遇（一般）

# 所得税に対する免除・控除、輸入関税/販売税の免除に関する制度が整備されている

名称	概要	申請対象	税制優遇内容の詳細	期間	適用条件/義務
<b>Pioneer Status (PS)</b>	法人所得税の免税を享受できるステータス	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の活動/製品に該当する案件 (再エネ発電・パーム油・イマズ利用など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pioneer Statusを認められた企業は、生産開始日と認定された日から5年間にわたり、<b>法定所得の70%が免税</b></li> <li>サバ/サラワク等の奨励地域に立地する場合や高度科学技術を伴う国家戦略的に重要なプロジェクトは<b>全額免除</b>の場合あり(後者については期間が10年へ延長)</li> </ul>	5年間 (場合により10年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>操業/生産開始前にMIDAへ申請必須 (試運転も開始に含まれる)</li> <li>同一案件でITAと同時に適用不可</li> </ul>
<b>Income Tax Allowance (ITA)</b>	Pioneer Statusの代替となる直接税インセンティブ (設備投資をした分の一部を税金計算上の控除枠としてもらえ、数年かけて法定所得と相殺できる制度)	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可プロジェクトにおける工場/機械等の設備投資 (適格資本的支出) について最初の支出から5年以内に発生した分の60%を「控除枠」として認め、その控除枠で各年度の<b>法定所得の最大70%まで相殺可能</b></li> <li>PS同様奨励地域に立地する場合や重要プロジェクトの場合は<b>100%控除</b>の場合あり</li> </ul>	5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>
<b>Import Duty and/or Sales Tax Exemption</b>	製造業等が輸入・購入する機械設備や原材料・部品について、輸入関税・販売税の免除	製造業者 (原材料・部品は「完成品の生産に直接使用」など)、一部サービス (R&D等) も枠あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる機械/設備および原材料に関して、MIDAへの申請取得した場合は<b>輸入関税・売上税を免除</b></li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請前に投資を始めると対象外になり得る</li> </ul>

出所: Incentives (MIDA) ([https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2024/01/ENG-MIDA\\_Policy-Booklet\\_MK-2022\\_Updated\\_11\\_01\\_Chapter-2.pdf](https://www.mida.gov.my/wp-content/uploads/2024/01/ENG-MIDA_Policy-Booklet_MK-2022_Updated_11_01_Chapter-2.pdf))、Promoted Activities (MIDA) (<https://www.mida.gov.my/setting-up-content/promoted-activities/>)

## ②税制優遇（グリーンエネルギー関連）

グリーンエネルギー関連の場合は、テーマにより通常よりも高水準の税免除・控除が受けられる可能性がある

名称	概要	申請対象	税制優遇内容の詳細	期間	適用条件/義務
<b>Green Investment Tax Allowance (GITA)</b>	発電事業やEV充電など、グリーン技術を使った事業投資の税負担を軽減し、グリーン産業の拡大を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>Tier1：グリーン水素</li> <li>Tier2：統合型廃棄物管理、EV充電</li> <li>Tier3：再生可能エネルギー（太陽光、水力、風力、バイオマス、バイオガス、地熱）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定所得に対する設備投資額の控除をTier別で適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>Tier 1は100%または70%</li> <li>Tier 2は100%</li> <li>Tier 3は70%</li> </ul> </li> </ul>	Tier1: 10年 Tier2/3: 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア現地法人で事業目的の新規・拡張投資。MYHijau認証設備、SEDA/EC認可が必要</li> <li>CAPEXは原則申請後発生分が対象（グリーン水素のみ例外）</li> </ul>
<b>Green Income Tax Exemption (GITE)</b>	太陽光発電設備のリース事業で得た売電・リース収入の所得免税	Tier1：設備容量10MW超～30MW以下 Tier2：3MW超～10MW以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>売電・リース収入の最大70%所得税免除。Tier1は10年、Tier2は5年</li> </ul>	Tier1: 10年 Tier2: 5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア現地法人、RPVI登録、SEDA認証、最低3MW以上の設備、60%以上マレーシア資本</li> <li>SEDAの検証書取得後12か月以内かつ初回売上請求書発行前に申請</li> </ul>
<b>GITA Asset for Own Consumption</b>	自社で使うグリーン資産（太陽光、BESS、EE等）への投資を税控除で支援	Tier 1：MoF承認資産（例：BESS、Green Building等） Tier 2：EE等	<ul style="list-style-type: none"> <li>Tier 1：100%</li> <li>Tier 2：60%のGITA（いずれも法定所得の70%まで相殺の枠）</li> </ul>	5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産要件（MoF承認/対象リスト等）・グループ内分離要件等</li> <li>申請窓口がMIDAではなくMGTC</li> </ul>

出所: Green Technology (MIDA) (<https://www.mida.gov.my/industries/services/green-technology/>)、Green Technology Financing Scheme (MGTC) (<https://www.gfts.my/page/features-gfts-40>)、外資に関する奨励(マレーシア) (JETRO) ([https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest\\_03.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_03.html))

## (参考) GITA使用による効果イメージ

ケース	ケース例：再エネ発電設備に1,000万リンギット投資した場合
前提条件	投資額：1,000万リンギット 年間課税所得：500万リンギット 法人税率：24%（マレーシア標準）
<b>GITAを使う場合（通常課税）</b>	<b>GITAを使わない場合</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>課税所得：500万リンギット</li><li><b>法人税：500万 × 24% = 120万リンギット</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>投資額1,000万リンギット → ITA控除枠1,000万リンギット獲得</li><li>その年に使える控除上限：課税所得の70% → 500万 × 70% = 350万リンギット</li><li>課税所得の調整後：500万 - 350万 = 150万リンギット</li><li><b>法人税：150万 × 24% = 36万リンギット</b></li></ul>

GITAを使う場合の1年目の節税効果：120万 - 36万 = **84万リンギットの税負担減**  
残りのITA控除枠：1,000万 - 350万 = 650万リンギット → 翌年以降に繰り越し可能（最大5年または10年）

### ③税制優遇（R&D）

## R&D目的の事業を行う場合は、通常よりも高水準の税免除・控除が受けられる可能性がある

#### 税制優遇対象となる「R&D」の定義

R&Dとみなされる活動	R&Dとみなされない活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的・調査的・実験的な研究</li> <li>新規性または技術的リスクを伴う科学・テクノロジー分野の研究</li> <li>新知識の獲得またはその成果を用いた材料・装置・製品・プロセス等の生産・改善を目的とする研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理や定常的な試験・データ収集</li> <li>市場調査・効率調査・マネジメント研究</li> <li>社会科学・人文学の研究 等</li> </ul>

#### R&D活動に対する税制優遇措置

No.	対象となる申請主体	税制優遇内容	適用期間
1	Contracted R&D Company：関連会社以外にR&Dサービスを提供する企業（＝非関連企業向けの受託R&D企業）	PS: 100%、または ITA: 100%	PS：5年／ITA：10年
2	R&D Company：関連会社を含むR&Dサービスを提供する企業（関連会社向けでも、第三者向けでも可）	ITA: 100%	ITA：10年
3	In-house Research：自社の事業目的のために社内でR&Dを実施する企業（サービス提供会社ではない）	ITA: 50%	ITA：10年
4	R&D成果の商業化を行う子会社（subsidiary company）	PS: 100%	PS：10年
5	上記子会社に投資する会社（親会社等）	投資額相当の税控除	－

## (参考) 税制優遇 (CCS関連)

# CCSに対して投資税控除や所得税免除などの税制優遇が導入・検討されている

申請主体	優遇内容詳細
自社内でCCS活動を行う企業	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>投資税控除 (ITA)</b> 認定資本的支出の100%を10年間控除可能。各課税年度において事業法定所得の最大100%まで相殺可能</li><li>• <b>輸入税・販売税免除：</b> 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS技術に使用される設備に対する輸入税および販売税が全額免除</li><li>• <b>事業開始前費用の控除：</b> 事業開始日から5年間の範囲で認められた事前費用を税控除対象とする。</li></ul>
CCSサービスを提供する企業	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>投資税控除 (ITA) または所得税免除：</b> 認定資本的支出の100%を10年間控除可能、または法定所得の70%を10年間免除。</li><li>• <b>輸入税・販売税免除：</b> 2023年1月1日から2027年12月31日まで、CCS関連設備に対する全額免除。</li></ul>
CCSサービスを利用する企業	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>サービス利用費用の税控除：</b> CCSサービスの利用に要した費用は税控除の対象となる。</li></ul>

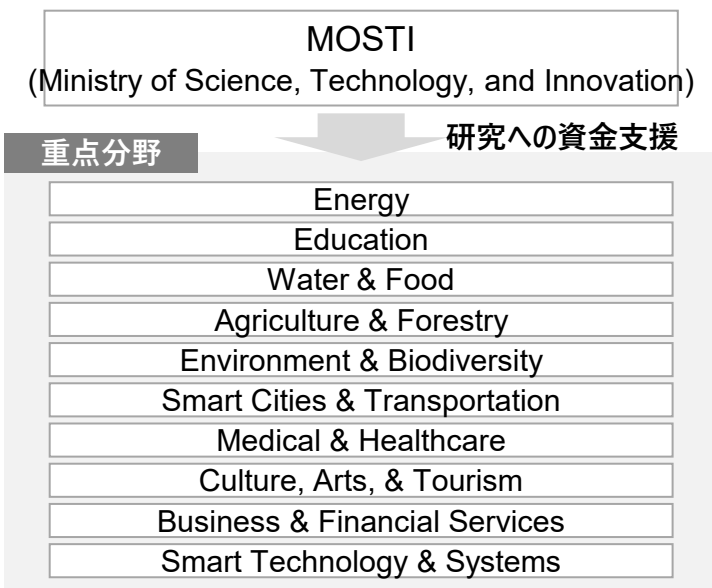
※なお、CCUに関する税制優遇・インセンティブは、政府ロードマップ(National Energy Transition Roadmap)およびMyCCUS(CCUSに関する政府取り組みの紹介サイト)において今後検討がなされる旨言及されているが、具体的な仕組みの導入は確認されていない

## 補助金調査のスコープ

# MOSTIが提供する助成プログラムをもとに、エネルギー関連事業で取得可能性のある補助金を調査

### 調査スコープの考え方

- マレーシアでは実証に関わるR&D関連の補助金はMOSTIを中心に整備・運営されており、かつエネルギー関連を助成の重点分野と掲げているため、MOSTIが提供する補助金制度を調査対象と設定



### 調査スコープ

- MOSTIが提供している6つの助成プログラムから、NEDO実証の文脈で適格性が得られる可能性のあるプログラムを深堀り

助成プログラム名称	目的
Technology Development Fund 1	アイデア（概念・設計）を形にして、最初の試作品まで作る段階を支える枠
Technology Development Fund 2	試作品はある状態で、これを改良して実用直前まで高める段階の開発支援
Bridging Fund	実証が完了し、市場投入に橋渡しするための枠
Applied Innovation Fund	実用化・商品化に直結する応用・改善・新サービス化を広く支える枠
Strategic Research Fund (SRF-APP)	国の重要課題に対する 大型研究を、実施・監督機関（APP）を介して推進する枠
Strategic Research Fund (SRF-RFP)	政府がテーマ（課題）を提示し、それに応募する方式（RFP型）の戦略研究枠

## 支援金/補助金関連

# MOSTIの助成を受けるにあたって、マレーシア人の雇用要件や外国資本の上限が定められているケースが多い

名称	目的	金額	PJ実施期間	適用条件/義務
Technology Development Fund 1	アイデア（概念・設計）を形にして、最初の試作品まで作る段階を支える枠	最大 RM1,000,000	最大24か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社の持分：最低51%がマレーシア人保有（外資過半だと不可）</li> <li>• 自己負担最低30%</li> </ul>
Technology Development Fund 2	試作品はある状態で、これを改良して実用直前まで高める段階の開発支援	最大 RM3,000,000	最大36か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国資本過半の場合、追加条件：PoC/プロトタイプ+従業員70%がマレーシア人</li> </ul>
Bridging Fund	実証が完了し、市場投入に橋渡しするための枠	最大 RM4,000,000	最大36か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社の最低51%がマレーシア人持ち分</li> <li>• 自己負担：最低35%</li> <li>• 政府/関連外部機関との協力が必須</li> </ul>
Applied Innovation Fund	実用化・商品化に直結する応用・改善・新サービス化を広く支える枠	最大 RM500,000	12-18か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申請・プロジェクトリーダーはマレーシア国籍のみ</li> <li>• 自己負担：35%</li> </ul>
Strategic Research Fund (SRF-APP)	国の重要課題に対する 大型研究を、実施・監督機関（APP）を介して推進する枠	最大 RM15,000,000	最大36か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国資本過半の場合、追加条件：PoC/プロトタイプ+従業員70%がマレーシア人</li> <li>• 自己負担：最低40%戦略パートナーとの協業が必須</li> </ul>
Strategic Research Fund (SRF-RFP)	政府がテーマ（課題）を提示し、それに応募する方式（RFP型）の戦略研究枠	最大 RM15,000,000	最大36か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国資本過半の場合、追加条件：PoC/プロトタイプ+従業員70%がマレーシア人</li> <li>• RFP文書の期待成果を満たすこと</li> </ul>

# 目次

1 実証プロジェクト組成が期待されるエネルギー関連テーマ	2
1 マレーシアの政策動向	2
2 マレーシアにおける日系企業の動向	15
2 実証プロジェクト組成に向けて直面しうる課題整理	27
1 組織体制	27
2 用地・建物・設備	30
3 税制優遇・補助金	37
<b>4 許認可</b>	<b>47</b>

※各種法規制・許認可等の詳細および最新動向については関係各省、専門家に都度確認のこと

## 電力・ガス・燃料分野の主要な許認可\*1

電力では発電ライセンス、ガスではガスライセンス、燃料ではバイオ燃料ライセンスを中心に、その他にも事業内容や取り扱う原料/燃料によりライセンス・許認可の取得が義務付けられている

凡例：  
  実証段階から取得が必要な許認可  
  実証段階での取得が原則不要な許認可\*2

	電力				ガス	燃料		
	太陽光	水力	バイオマス	バイオガス	バイオガス	バイオディーゼル	SAF	バイオエタノール
	太陽光による発電	水力による発電	農業残渣・木質系燃料による発電	食品廃棄物等発酵/生成による発電	食品廃棄物等発酵/バイオガス精製	油脂等によるバイオディーゼル製造	油脂等によるSAF製造	糖類等によるバイオエタノール製造
製造	発電ライセンス				製造業ライセンス			
	FIT認証				MPOBライセンス ※パームオイル製品を利用する場合			
			ガスライセンス	ガスライセンス	バイオ燃料ライセンス	アルコール類製造許可		
輸送	系統接続/送電/配電	系統接続/送電/配電	系統接続/送電/配電	系統接続/送電/配電	都市ガス供給 車両燃料販売	バイオディーゼル 国内輸送	SAF国内輸送	バイオエタノール 国内輸送
	自由化対象外 (Tenaga National / Sabah Electricity / Sarawak Energyが担う)				ガスライセンス	バイオ燃料ライセンス		
販売 / 輸出	電力販売	電力販売	電力販売	電力販売	都市ガス供給 車両燃料販売*3	バイオディーゼル 国内販売*3/輸出	SAF国内販売/輸出	バイオエタノール 国内販売*2/輸出
	自由化対象外 (Tenaga National / Sabah Electricity / Sarawak Energyが担う)				ガスライセンス	バイオ燃料ライセンス		燃料販売許可

\*1: 事業許認可は主に国レベルで定められていることから、国が管轄する代表的なライセンスについて取りまとめを行っている。サバ・サラワクにおいてライセンスが異なる点については該当頁にて追記 \*2: 商用化に向けて、規模やビジネスモデルにより必要となるため実証段階から取得要件の理解・準備を進めることが望ましい \*3: 石油燃料とバイオ燃料を混合して販売する場合、ガソリンスタンド等の小売形態は、マレーシアに拠点を持たない外国企業、またはマレーシア現地拠点を持つが外国企業がマジョリティを持つ企業の参入は不可

## 主要許認可の取得要件（電力）

# 発電事業者は、5kW以下の発電で自家消費の場合を除き、実証段階から発電ライセンスの取得が必須

青字：STへの確認結果

対象の活動			許認可名称 (規定文書)	許認可 発行主体	許認可概要	取得要件		
製造	輸送	販売				会社形態	会社資本構成	その他
✓	-	-	発電ライセンス (Electricity Supply Act)	ST (Energy Commission)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気設備の使用・運転・供給に必要</li> <li>自己の敷地内でのみ使用する場合はPrivateライセンス、需要家へ供給する場合はPublicライセンスが必要 (5kw以下の自家消費の場合は免除) ※実証等一時的な用途に使える暫定ライセンスが過去に存在したが現在は廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシアの法令に基づき設立/登録/認知された主体であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> </ul> <p>※電力供給には政府プログラムに参加するのが標準であり、各プログラムには国籍要件が存在する場合有との回答を受領 (p.59参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
✓	-	-	FiT認証 (Feed-in Approval Rules)	SEDA (Sustainable Energy Development Authority)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間固定の価格で売電できる制度</li> <li>バイオマス・バイオガス・小水力が対象 (※2026年より太陽光は対象外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社法に基づく法人であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国企業は最大49%まで出資可能 (2026年より)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電設備が30MW以下であり、その他SEDA基準を満たすこと</li> </ul>

### ※サラワクにおけるライセンスについて

半島・サバではElectricity Supply Actが適用だが、サラワクにおいては州独自のElectricity Ordinanceが適用される。

Electricity Supply Act内では特に発電事業における外資規制は設けていないが、FiT認証やその他政府プログラムへの参加に際して外資規制が存在する。

Electricity Ordinance内でも、明示的に外資規制は設けられていない。州政府およびシングルバイヤーのSarawak Energyとの協議の中で個別案件ごとに定められる。

出所: Electricity Supply Act (<https://www.st.gov.my/contents/2020/AKTA/Electric/Act%20447%20-%20Electricity%20Supply%20Act%201990.pdf>)、Guidelines on License Application Under the Electricity Supply Act 1990 (ST) (<https://www.st.gov.my/en/contents/files/download/153/GUIDELINES%20ON%20LICENCE%20APPLICATION.pdf>)、Renewable Energy (Feed-in Approval and Feed-in Tariff Rate) Rules 2011 (SEDA) (<https://www.seda.gov.my/policies/renewable-energy-act-2011/>),

(参考) 再エネ促進に向けた政府プログラム

再エネ事業を行う際は、マレーシア政府（ST, SEDA）主導のプログラム（大規模太陽光発電や再エネPPA等）へ参加することが標準となっており、実質的な外資規制として機能しうる点に留意が必要

	再エネ促進に向けたプログラム・取り組み	目的・概要	参加/実施の国籍要件	募集/管理主体
外販	LSS (Large Scale Solar)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模太陽光発電所を競争入札で開発し、長期売電契約を締結する制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「マレーシア国内の法人で51%以上の国内資本保有、または、マレーシア国内の法人を含むコンソーシアムで全体の国内資本比率が51%以上」が応募条件 (LSS, CGPP共に最新の募集/規定を参照)</li> </ul>	ST (Energy Commission)
	CGPP (Corporate Green Power Programme)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が再エネを「仮想的」に購入し、環境属性（RECs）を取得できるVPPAの仕組み</li> </ul>		
	CRESS (Corporate Renewable Energy Supply Scheme)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が再エネを物理的に調達するための仕組み。再エネ開発者と企業が直接PPAを締結し、系統経由で電力供給。(仮想的PPAであるCGPPを補完)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「RED(再生可能エネルギー開発者)は、半島マレーシアで事業を運営し少なくとも51%の現地資本を有していること」が参加条件</li> </ul>	
	CREAM (Community Renewable Energy Aggregation Mechanism)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ単位で再エネを集約し供給する仕組み。太陽光を含む複数技術対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「LEGA(地域エネルギー発電・集約事業者)は、半島マレーシアで事業を運営し少なくとも51%の現地資本を有していること」が参加条件</li> </ul>	
自家消費	SELCO (Self-Consumption)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家消費専用の太陽光発電導入を促進。余剰電力の系統への逆潮流は禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の設置や保守など技術的作業を行う業者はマレーシアの法令に基づく登録/認定が必要</li> </ul>	SEDA
	NEM (Net Energy Metering)	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根設置型太陽光の自家消費を促進し、余剰電力を系統に流して電気料金をクレジット化する制度</li> <li>住宅・政府・産業向けで区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「マレーシアの法律に基づき有効に存在し、マレーシア国内に住所を有する法人等」が対象 (産業向け区分)</li> </ul>	

出所: Government Programme (ST) (<https://www.st.gov.my/eng/web/industry/details/21/33>)、Competitive Bidding (ST) (<https://www.st.gov.my/eng/web/industry/details/2/28>)、Net Energy Metering (NEM) 3.0 (SEDA) (<https://www.seda.gov.my/reportal/nem/>)、RE Program in Malaysia (MYenergySTats) (<https://myenergystats.st.gov.my/renewable-energy>)

## 主要許認可の取得要件（ガス）

バイオガスの都市ガス・車両燃料としての供給には、ガスライセンスが必要。現地居住法人であることが取得要件とされているが、その他の外国企業に対する制限は法令上は確認されていない

対象の活動			許認可名称 (規定文書)	許認可 発行主体	許認可概要	取得要件		
製造	輸送	販売				会社形態	会社資本構成	その他
✓	✓	✓	ガスライセンス (Gas Supply Act)	ST (Energy Commission)	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG、天然ガス、LPGの供給・配送・使用に関する事業活動を対象 (バイオガスについて明確に法文上には規定されていない)</li> <li>以下活動を行う場合に必要とされ、個別に申請/承認が必要 (一度に複数活動の申請/承認も可能)               <ol style="list-style-type: none"> <li>再ガス化ターミナルへのガス輸入</li> <li>再ガス化</li> <li>シッピング (配送契約・手配・取引)</li> <li>輸送 (パイプライン等による長距離輸送)</li> <li>配分・配送 (配管網による地域供給)</li> <li>小売 (消費者への販売・供給)</li> <li>使用 (自家消費) - パイプラインやタンク等を通じて自社または他者の敷地でガスを使用する場合</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア国内の法人または現地拠点を有する者</li> </ul> (左記aのみ、マレーシア非居住の外国企業でも取得可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>

※サラワクにおけるライセンスについて

半島・サバではGas Supply Actが適用だが、サラワクでは州独自のDistribution of Gas Ordinanceが適用される。Gas Supply Act、Gas Ordinanceいずれも明示的に外資規制は設けられていない。サラワクにおけるガス事業は、州政府およびアグリゲーターのPETROSと個別案件ごとに協議が必要。関連法規については次頁も参照。

出所: Gas Supply Act ([https://www.st.gov.my/contents/article/polisi/2016/01-Act\\_501\\_-\\_Gas\\_Supply\\_Act\\_1993.pdf](https://www.st.gov.my/contents/article/polisi/2016/01-Act_501_-_Gas_Supply_Act_1993.pdf))

(参考) バイオガス事業に関する詳細調査

**バイオガス事業を行う場合、主にガス事業の実施、廃棄物の取扱い、パイプライン注入のための技術基準に関して半島マレーシアとサラワク州では所管が異なることに注意が必要**

カテゴリ		主な関連法規		管理主体 (国 or 州)	
事業一般	会社設立	全土	Companies Act 2016	国	SSM (Companies Commission of Malaysia)
	土地・建物取得	半島	National Land Code 1965	州	各州のLand Office
		サハ <sup>1</sup> ・サラワク	各州の土地法令	州	各州のLand Office
	環境影響評価*1	半島・サハ <sup>1</sup>	Environmental Quality Act 1974	国	Department of Environment
		サラワク	Natural Resources and Environment Ordinance	州	Natural Resources and Environment Board
労働安全・設備安全	全土	Occupational Safety and Health Act 1994 Factories and Machinery Act 1967	国	Department of Occupational Safety and Health	
バイオガス関連	製造業全般	全土	Industrial Coordination Act	国	MITI
	ガス事業全般	半島・サハ <sup>1</sup>	Gas Supply Act 1993	国	ST (Energy Commission)
		サラワク	Distribution of Gas Ordinance 2016	州	Director of Gas Distribution、PETROS
	廃棄物・廃水管理	半島・サハ <sup>1</sup>	Environmental Quality Act 1974	国	Department of Environment
		サラワク	Sustainable Resources and Wastes Management Bill 2025	州	SRWMA (Sustainable Resources and Wastes Management Authority)
	パーム油ミル運営	全土	Malaysian Palm Oil Board Act 1998 Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Standard	国	Malaysian Palm Oil Board (MPOB) Malaysian Palm Oil Certification Council (MPOCC)
	パイプライン注入	半島・サハ <sup>1</sup>	Gas Supply Regulations、Gas Malaysiaと協議	国	ST (Energy Commission)、Gas Malaysia
サラワク		PETROSらとの個別協議が前提	州	Director of Gas Distribution、PETROS	

\*1:完全に半島とサラワクで分かれているのではなく、国の管轄する部分とサラワクにて管轄する部分の双方が存在する  
出所：各パートにおける調査結果をまとめて作成。詳細な出所は各調査パートを参照のこと

## (参考) Waste Management BillにおけるPOME・バイオガスの取扱い

# Waste Management Billに基づいて、POME等のバイオマス資源の有効活用に向けたトレーサビリティの確保が推進される予定だが、その詳細な手法や要件については今後協議される領域である

### Waste Management Billとは？\*1

- POME等のバイオマス資源を廃棄物ではなく資源として戦略的に活用することを目指す法規
- 主に以下を規定
  - 目的と基本方針
  - バイオマス資源を一元管理する当局SRWMAの設置
  - SRWMAの機能、執行権限
  - 投資・研究開発の促進策
- **新当局SRWMAについて**
  - バイオマス資源の分別、収集、処理・リサイクル、利用を統括的に管理する当局としてSustainable Resources and Wastes Management Authority (SRWMA) を新設
  - ガイドライン・指示の発出、報告徴収、計画やプロジェクトの承認、違反時の罰金\*2等の執行権限を持つ
- **バイオマス資源管理の方法、技術基準について**
  - SRWMAは全体方針を示すものであり、個別の技術基準等は定められていない。
  - 但し、同法を実効性を以て運用する措置について議論が行われており、今後トレーサビリティの確保等を目的とする追加的な義務・基準の導入がなされる可能性が高い\*3

### POME/バイオガス関連の許認可はどう変わるか？

- 同法および今後整備される技術基準によって、POME/バイオガス関連の事業承認、モニタリングの要件は厳格化される想定
- ただし、SRWMAはこうしたガイドラインの発出を行う役割であり、既存の各種許認可の届け出や年次報告の対象に変化が生じるわけではない

計画段階	計画承認	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ バイオガス事業全般に関するSRWMAとの協議</li><li>▪ 環境影響評価に関するNREBとの協議</li></ul> <p>※SRWMAに窓口一元化された後も、<u>従来の環境法令に基づいた環境影響評価等は引き続き行われる</u></p>
	各種許認可	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ DGOとのガス事業ライセンスに係る協議、報告、更新</li><li>▪ PETROSとのパイプライン注入に係る協議、報告</li><li>▪ その他、必要に応じて設備許可や消防関連の許認可取得、報告、更新も必要</li></ul> <p>※このように<u>既存の許認可・年次報告はこれまで通り担当部局で担う</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ <u>上記に加えて、新たに資源管理の観点で、SRWMAにデータ提出・報告が求められる予定</u></li></ul>
運用段階	年次報告	

\*1: <https://www.bernama.com/en/news.php/world/news.php?id=2495217> \*2: <https://bernama.com/en/general/news.php?id=2495217> \*3: <https://dayakdaily.com/stronger-penalties-gps-tracking-crucial-to-make-sarawaks-waste-management-effective/>

## 主要許認可の取得要件（燃料）（1/2）

# バイオ燃料の製造～供給の各プロセスにおいて、バイオ燃料ライセンスの取得が必須

青字：KPK/MIDAへの確認結果\*

対象の活動			許認可名称 (規定文書)	許認可 発行主体	許認可概要	取得要件		
製造	輸送	販売				会社形態	会社資本構成	その他
✓	✓	✓	バイオ燃料 ライセンス (Biofuel Industry Act)	KPK (Ministry of Plantation Industries and Commodities)	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料の製造、混合、輸出入、輸送、保管、調査、試験などで必要となり、活動内容単位での申請/取得可能</li> <li>実証においても取得が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> <li>※SSMに登録されていること(駐在員事務所/地域事務所以外)が条件との回答あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> <li>※申請時にプミトラ/外国持分比率等記載が必要だが、外国会社の比率上限の定めはないことを確認済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動場所の使用権を有していることの証明</li> <li>財務状況の提出 等</li> </ul>
✓	-	-	製造業ライセンス (Industrial Coordination Act)	MIDA (Malaysian Investment Development Authority)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金 RM2.5百万以上、または従業員75名以上の製造活動を行う企業は必須</li> <li>販売を伴わない実証では取得不要だが、販売を伴う場合は実証段階でも必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア国内の法人または現地拠点を有する者</li> <li>※現地拠点であれば会社法に定義されない形態でも申請可能だがSdn. Bhd.を強く推奨との回答あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> <li>※取得において外国会社の比率上限の定めはないことを確認済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員の80%以上がマレーシア人である必要がある</li> <li>CIEPがRM140,000以上 等</li> </ul>
✓	-	-	アルコール類 製造許可 (Excise Act)	JKDM (Royal Malaysian Customs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料用含むアルコールの蒸留/発酵/製造には税関局長発行のライセンスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社形態に規定はないが会社登録証明書や定款の提出が申請時に必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上に規定なし</li> <li>※取得において外国会社の比率上限等の一律の定めはないが製造施設を置く自治体の承認との回答あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間税額から推定の保証金が必要</li> </ul>

\*: アルコール類製造許可についてはJKDMへの問い合わせは行っていないが、KPK担当者からの回答を基に記載している

出所: Biofuel Industry Act (<https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Act%20666.pdf>), Criteria and Guidelines on MPOB License Application (MPOB: Malaysia Palm Oil Board) ([https://e-lesen.mpob.gov.my/document/CRITERIA%20AND%20GUIDELINES%20ON%20MPOB%20LICENSE%20APPLICATION\\_EnglishVersion\\_latest.pdf](https://e-lesen.mpob.gov.my/document/CRITERIA%20AND%20GUIDELINES%20ON%20MPOB%20LICENSE%20APPLICATION_EnglishVersion_latest.pdf))

## 主要許認可の取得要件（燃料）（2/2）

# バイオ燃料の製造～供給の各プロセスにおいて、バイオ燃料ライセンスの取得が必須

青字：MPOBへの確認結果

対象の活動			許認可名称 (規定文書)	許認可 発行主体	許認可概要	取得要件		
製造	輸送	販売				会社形態	会社資本構成	その他
✓	-	-	MPOBライセンス (Malaysia Palm Oil Board Regulations)	MPOB (Malaysia Palm Oil Board)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パームオイル製品を購入・保管・輸送等する場合に必要であり、活動内容単位での申請/取得可能</li> <li>実証においても取得が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア国内での事業登録がされていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法文上規定なし</li> <li>※取得において外国会社の比率上限の定めはないことを確認済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パームオイル製品の品質についてMSPO認証*1を取得する必要あり</li> </ul>
-	-	✓	燃料販売許可 (Petroleum Development Act)	KPDN (Ministry of Domestic Trade and Cost of Living)	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオ燃料を石油と混合して販売する場合に必要 (マーケティング/流通含む)</li> <li>Prime Ministerの許可が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリンスタンド等の小売形態は外資不可。卸売/流通は外資30%上限、ブミ*1持分30%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低払込資本金、最低運転資金等の規定あり</li> </ul>

\*1: Malaysian Sustainable Palm Oil認証。環境負荷や人権の観点からパームオイル製品の品質基準を定めたもの。

出所: Biofuel Industry Act (<https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/LOM/EN/Act%20666.pdf>)、Criteria and Guidelines on MPOB License Application (MPOB: Malaysia Palm Oil Board) ([https://e-lesen.mpob.gov.my/document/CRITERIA%20AND%20GUIDELINES%20ON%20MPOB%20LICENSE%20APPLICATION\\_EnglishVersion\\_latest.pdf](https://e-lesen.mpob.gov.my/document/CRITERIA%20AND%20GUIDELINES%20ON%20MPOB%20LICENSE%20APPLICATION_EnglishVersion_latest.pdf))



### **About Deloitte**

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a global network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 200,000 professionals are committed to becoming the standard of excellence.

### **About Deloitte Southeast Asia**

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising over 270 partners and 6,300 professionals in 24 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

### **Disclaimer**

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

